

第3期古座川町子ども・子育て支援事業計画

【計画案】

令和7年2月
古座川町

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	2
第2章 古座川町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況	3
1. 統計資料からみる本町の現状	3
2. 第2期計画の振り返り	12
第3章 計画の基本的な考え方	41
1. 基本理念	41
2. 基本的視点	42
3. 基本目標と施策	43
第4章 施策の展開	45
基本目標1 包括的な子育て支援体制の構築	45
基本目標2 教育と保育の充実	47
基本目標3 安全で健康な子育て環境の確保	51
基本目標4 社会参加と交流の促進	54
基本目標5 家庭と地域の連携強化	56
第5章 主要事業の目標事業量の設定	60
1. 子ども・子育て支援法に基づく支援事業	60
2. 教育・保育提供区域の設定	62
3. 量の見込み及び確保方策の設定方法	63
4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	64
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	66
第6章 計画の推進体制	77
1. 計画の推進体制	77
2. 計画の点検・評価及び見直し	77

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化の進行、核家族化の加速、地域のつながりの希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。これらの課題に対応するため、政府は様々な施策を展開してきました。令和元年度には「次世代育成支援対策推進法」や「子ども・子育て支援法」の改正が行われ、保育サービスの拡充や待機児童ゼロを目指す取り組み、児童虐待防止対策の強化など、多岐にわたる施策が進められてきました。

特に、保育の質・量両面での充実を図るため、保育所等の整備促進や保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化などが実施されました。また、児童虐待防止対策としては、児童相談所の体制強化や関係機関との連携強化、さらには体罰の禁止を法定化するなど、子どもの権利を守るための取り組みが強化されています。

子育て世代包括支援センターは平成28年度より全国で設置が進められ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築が図られています。さらに、働き方改革の一環として、育児休業制度の拡充や、父親の育児参加を促進するための法改正が実施されました。具体的には、男性の育児休業取得を促進するための出生時育児休業制度（産後パパ育休）の創設や、育児休業の分割取得を可能にするなど、働きながら子育てを行う家庭への支援が強化されています。

このような国の動きを踏まえ、本町においても「第2期古座川町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という）に基づき、地域の実情に応じた子育て支援策を展開してきました。本町では地域子育て支援センターを平成30年度に設置しており、さらに子ども家庭総合支援拠点の設置や地域子育て支援センターの機能強化等を図り、包括的な支援体制の強化を図りました。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備として、母子健康手帳の交付時から保健師等による面談を実施し、妊娠・出産・子育ての不安解消や、産後うつ予防、育児負担の軽減などに取り組んでいます。さらに、延長保育や一時預かり事業など、仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実も図ってきました。

教育面では、GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備やコミュニティスクールの推進など、時代に即した教育環境の整備を進め、一人一台端末の整備や高速大容量の通信ネットワークの構築、デジタル教材の導入などを行い、子どもたちの情報活用能力の育成や個別最適化された学びの実現を目指しています。また、コミュニティスクールの導入により、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域と一体となった特色ある学校づくりを推進しています。

しかしながら、就学前児童の保護者の多くが仕事と家庭の両立支援を望んでおり、保育サービスの更なる充実が求められています。また、施設整備や通学路の安全確保、特別支援教育の充実など、安全・安心な子育て環境の整備に向けた課題が残されています。さらに、自主的なボランティアの確保が困難な状況が続いており、地域全体で子育てを支える体制づくりが急務となっています。

このような状況を踏まえ、第2期計画の期間満了を迎えるにあたり、これまでの成果と課題を検証し、社会情勢の変化や多様化する子育てニーズに対応した新たな施策を展開するため、「第3期古座川町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、町内のすべての子ども・子育て家庭を対象とし、国が定める基本指針に即して、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、子どもが健やかに成長する環境整備や住民の子育てニーズに対応した支援施策など、今後、本町が進めていく子ども・子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

本計画の策定にあたっては、国や県の動向、社会情勢等を踏まえるとともに、これまでの取り組みとの継続性を保ち、同時に、様々な分野の取り組みを総合的、一体的に進めるため、「古座川町第6次長期総合計画」を上位計画として、「古座川町地域福祉計画」「古座川町障害者基本計画及び障害福祉計画」などの関連計画と調和を図りながら策定するものです。

3. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度中に見直しを行います。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

■ 計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期古座川町子ども・子育て支援事業計画									
				見直し年度	第3期古座川町子ども・子育て支援事業計画				
									見直し年度

第2章 古座川町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

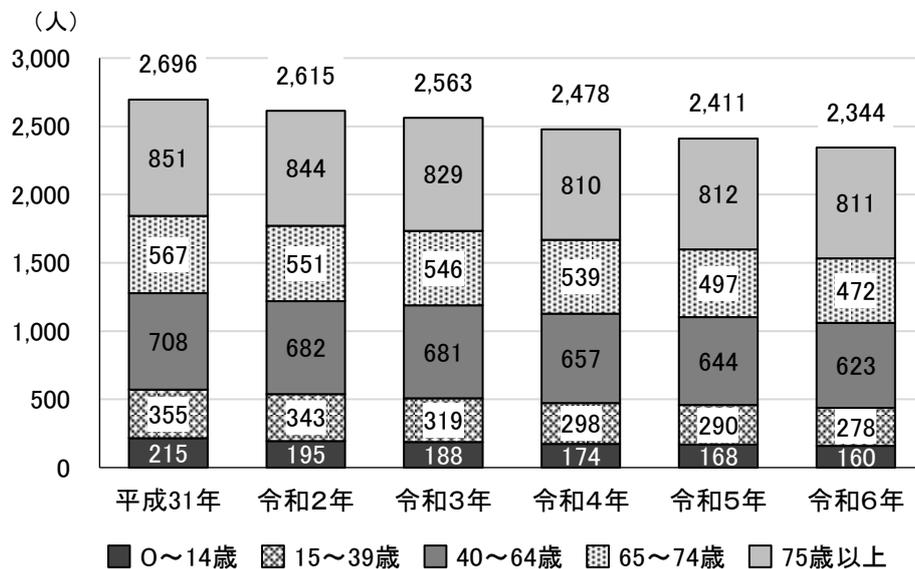
1. 統計資料からみる本町の現状

(1) 人口推移

平成31年から令和6年にかけて継続的な減少傾向となっており、平成31年の2,696人から令和6年には2,344人まで減少しており、この6年間で352人減少しています。

年齢区分別に見ると、0～14歳の年少人口は、平成31年の215人から令和6年の160人まで55人減少しています。また、15～39歳では、355人から278人と77人減少、40～64歳では、708人から623人と85人減少、65～74歳の前期高齢者では、567人から472人と95人減少、75歳以上の後期高齢者人口は、851人から811人と40人減少となっています。

■人口推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

(2) 子ども人口の推移

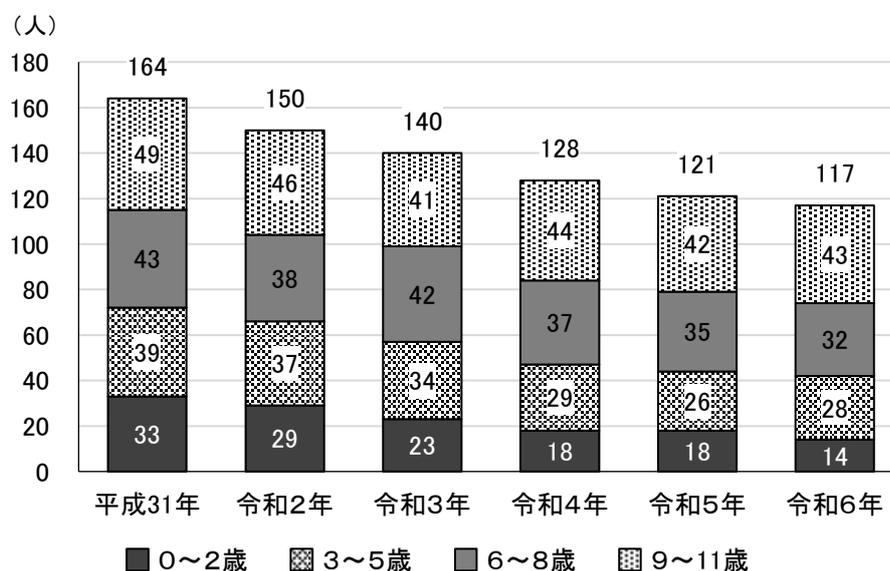
0～11歳の子ども人口の推移についてみると、平成31年から令和6年にかけて継続的な減少傾向がみられ、平成31年の164人から令和6年には117人まで減少しています。

この6年間で47人の人口減少が生じています。

年齢区分別に見ると、0～2歳の乳幼児人口は、平成31年の33人から令和6年の14人まで19人減少しており、最も大きな減少を示しています。3～5歳の幼児人口は、39人から28人と11人減少、6～8歳の低学年児童人口は、43人から32人と11人減少、9～11歳の高学年児童人口は、49人から43人と6人減少しています。

全ての年齢区分で人口減少が見られますが、その中でも0～2歳の乳幼児人口の減少が最も顕著です。

■子ども人口の推移



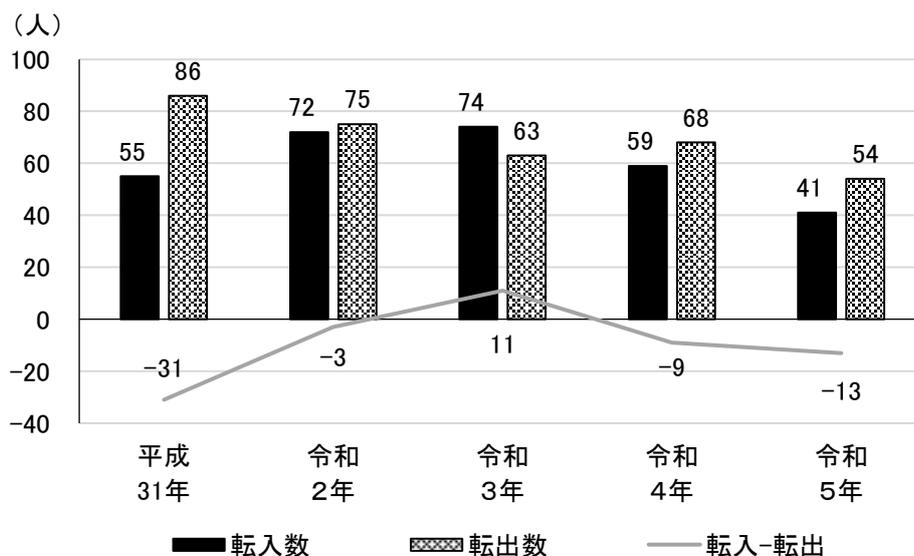
資料：住民基本台帳（各年3月末）

(3) 社会動態の推移

社会動態の推移についてみると、転入数は、平成31年の55人から令和3年に74人まで増加しましたが、その後減少に転じ、令和5年には41人となっています。一方、転出数は平成31年の86人から変動を繰り返し、令和5年には54人となっています。

社会増減（転入数から転出数を引いた値）の推移を見ると、平成31年から令和3年にかけて社会減の状況が改善されてきて、令和3年に社会増となりました。しかし、令和4年以降、社会減に転じています。

■社会動態の推移

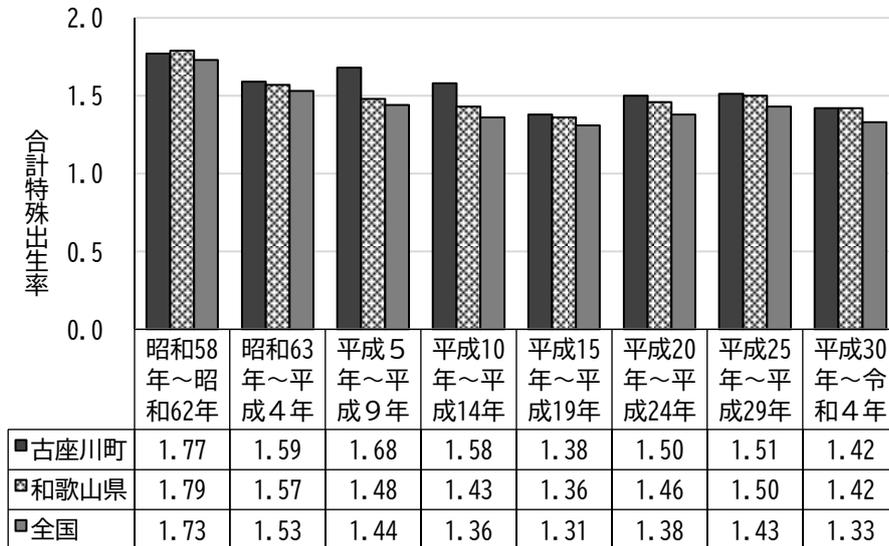


資料：住民基本台帳人口移動報告 年報

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、昭和58年～昭和62年の1.77から平成30年～令和4年の1.42となっており、増減を繰り返しながら長期的には減少傾向で推移しています。最新の平成30年～令和4年では1.42まで低下していますが、和歌山県平均と同水準で、全国の1.33を上回っています。

■合計特殊出生率の推移



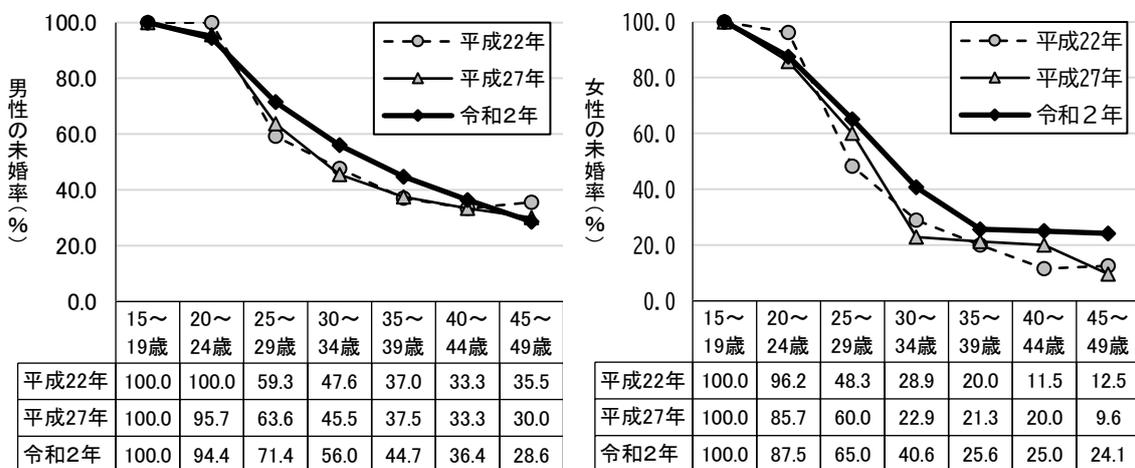
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(5) 未婚率の推移

未婚率についてみると、男女ともに多くの年齢層で未婚率が上昇傾向にあり、晩婚化や非婚化の進行がみられます。

男女別では20代後半から30代前半にかけて、男性の未婚率が女性より顕著に高い傾向が続いています。また、40代では、男性の未婚率が女性を大きく上回っていますが、その差は縮小傾向にあります。

■未婚率の推移



資料：国勢調査

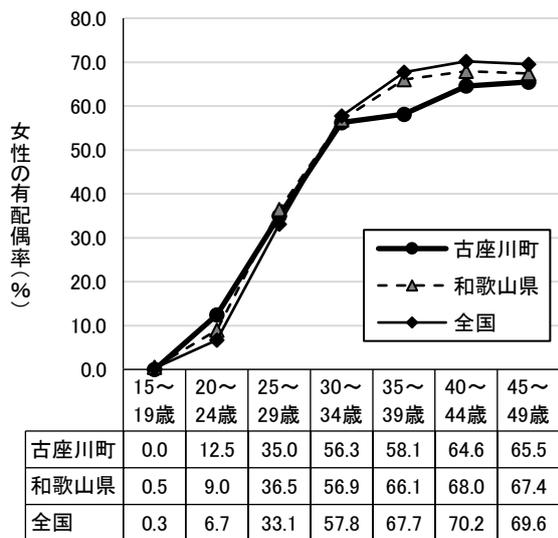
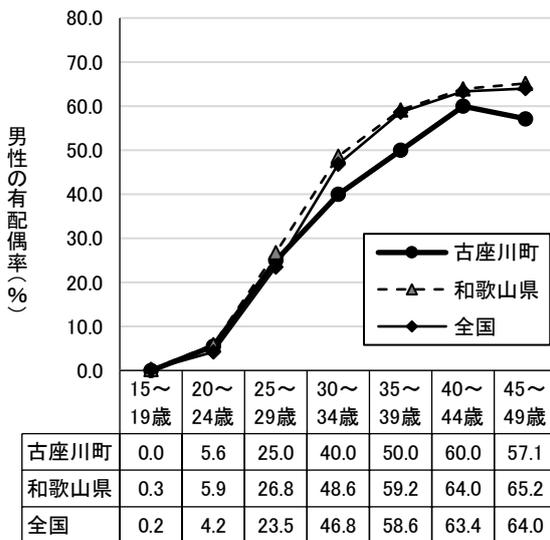
(6) 有配偶率の推移

有配偶率は、男女ともに多くの年齢層で和歌山県および全国をやや下回っており、特に30代以降の年齢層では顕著にみられます。

男女別でみると、15～34歳の年齢層では、女性の有配偶率が男性を上回っています。一方、35歳以降では男女の差が縮小し、40代後半ではほぼ同程度となっています。

年齢別でみると20～24歳の女性の有配偶率は和歌山県や全国を上回っており、30～34歳の男性では、和歌山県や全国を大きく下回っています。また、45～49歳の男性では、和歌山県や全国と比べて低く、中年男性の未婚・晩婚率が高くなっています。

■有配偶率の推移

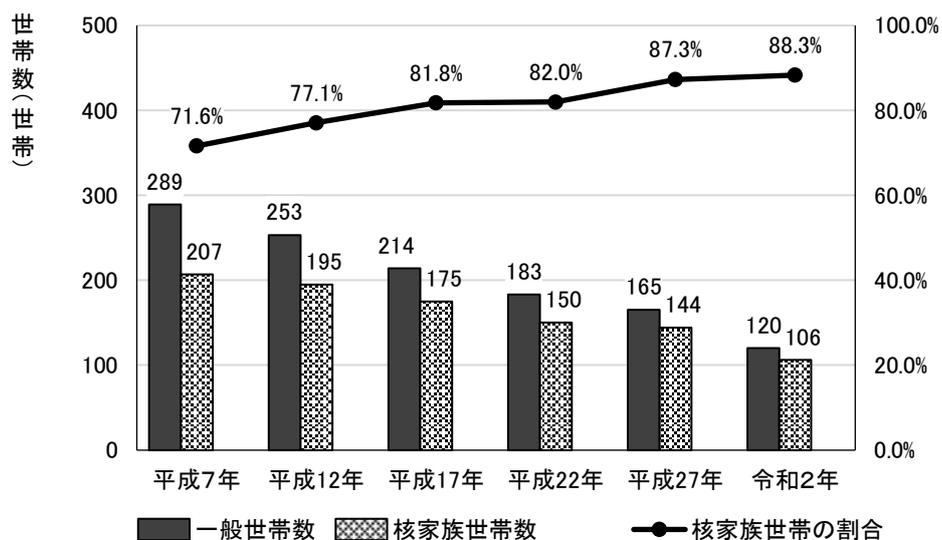


資料：国勢調査（令和2年）

(7) 18歳未満家族のいる世帯

18歳未満家族のいる世帯の一般世帯数は継続的に減少しており、平成7年の289世帯から令和2年には120世帯と、169世帯減少しています。一方、核家族世帯数の減少は比較的緩やかで、平成7年の207世帯から令和2年には106世帯と、101世帯の減少となっています。

核家族世帯の割合は一貫して上昇しており、平成7年の約71.6%から令和2年には約88.3%まで増加しています。この25年間で核家族化が大きく進行したことがわかります。



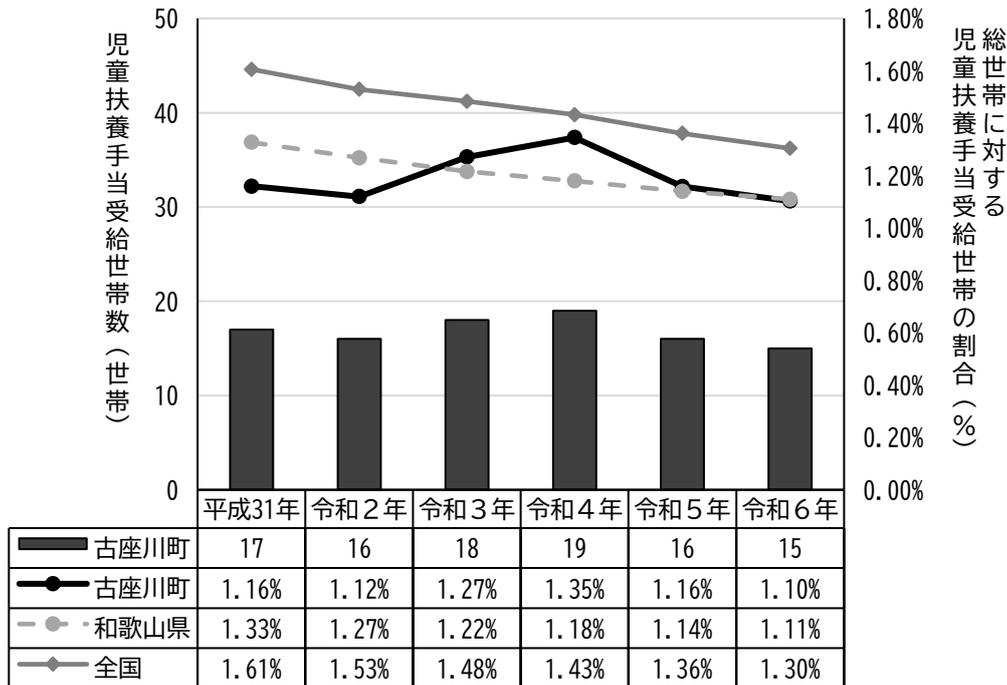
資料：国勢調査

(8) 児童扶養手当受給世帯

児童扶養手当受給世帯数は平成31年の17世帯から増減を繰り返しながら令和4年には19世帯まで増加し、その後令和6年には15世帯へと減少しています。

総世帯に対する児童扶養手当受給世帯の割合は、平成31年の1.16%から令和4年の1.35%まで上昇したものの、その後減少に転じ、令和6年には1.10%となっています。これは全国平均の1.30%を下回り、和歌山県の1.11%とおおむね同水準となっています。

■ 児童扶養手当受給世帯数と総世帯数に対する割合



資料：福祉行政報告例（各年4月末時点）

(9) 女性の労働力率の推移

女性の労働力率についてみると、多くの年齢層で労働力率が上昇しています。特に、25～29歳、35～39歳、55～59歳の年齢層で顕著な上昇が見られます。

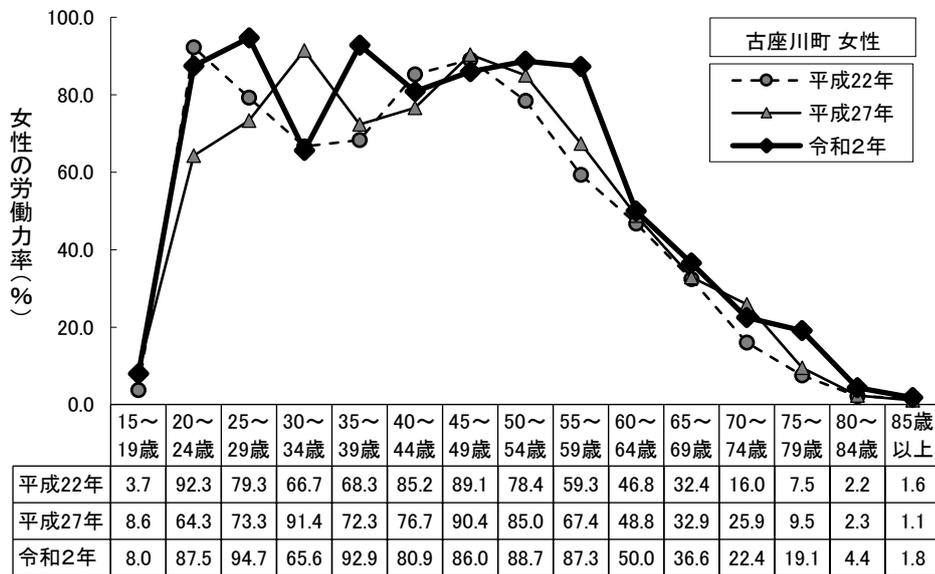
年齢層別でみると、15～19歳の労働力率が平成22年の3.7%から令和2年の8.0%へと上昇しています。

20～24歳では変動が大きく、令和2年には87.5%と近年で最も高い水準となっています。

30～34歳では平成27年に91.4%まで上昇した後、令和2年に65.6%へ大幅に低下しています。35～39歳では、平成22年の68.3%から令和2年の92.9%へと大幅に上昇しています。

45～64歳の労働力率は概ね上昇傾向にあり、特に55～59歳では平成22年の59.3%から令和2年の87.3%へと著しく上昇しています。

■女性の労働力率の推移



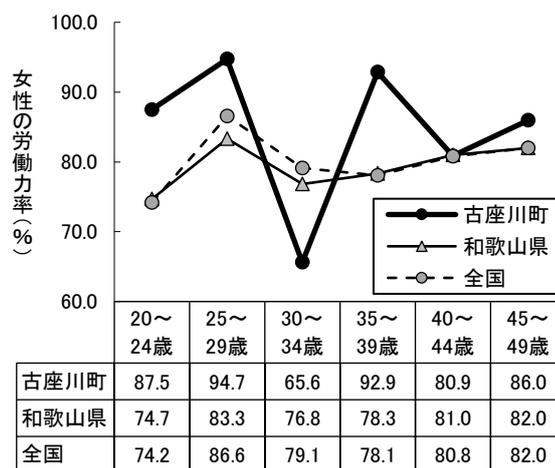
資料：国勢調査

(10) 女性の労働力率の県・全国との比較

県や全国と比較すると、多くの年齢層で和歌山県および全国を上回っています。特に20代から30代後半で顕著な差が見られます。

本町の女性の労働力率は、20代では高い水準にあり、30～34歳では大幅に減少し、そして35歳以降は再び上昇するという特徴がみられます。

■女性の労働力率の県・全国との比較



資料：国勢調査（令和2年）

2. 第2期計画の振り返り

(1) 教育・保育環境の現状

①認可保育所

現在、本町には町立の認可保育所が1施設（高池保育所）あります。

町立保育所では、保護者の就労状況やその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、児童福祉施設としての役割を果たしています。

入所児童数は令和2年度から令和6年度にかけて、39人から23人へと減少傾向となっています。利用定員数が令和5年度に60人から30人に削減され、これに伴い充足率（定員に占める利用者の割合）は令和6年度において77%となっています。

保育時間は、平日は7時30分～18時30分、土曜日は7時30分～16時30分となっています。また、障がい児保育や他の市町村の認定こども園等へ入所するための広域入所制度を実施しています。

■保育所（高池保育所）の利用定員数・入所児童数の推移

(単位：人、%)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用定員数	60	60	60	30	30
入所児童数	39	32	28	24	23
充足率	65%	53%	47%	80%	77%

(注) 町外からの広域利用を含む。

資料：古座川町（各年度10月1日）

②へき地保育所

現在、本町には町立のへき地保育所が1施設（三尾川へき地保育所）あります。

へき地保育所は、交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地のへき地において保育を要する児童に対して必要な保育を行い、児童の福祉の増進を図ることを目的として設置されており、へき地の豊かな自然の中で、自然に親しみ、自然と触れ合うことにより、のびのびとした保育、豊かな感性を育てる保育を行っています。

入所児童数は令和2年度から令和6年度にかけて、13人から8人へと減少傾向となっています。利用定員数が令和5年度に19人から10人に削減され、これに伴い充足率（定員に占める利用者の割合）は令和6年度において80%となっています。

■へき地保育所の利用定員数・入所児童数の推移

(単位：人、%)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用定員数	19	19	19	10	10
入所児童数	13	13	11	10	8
充足率	68%	68%	58%	100%	80%

資料：古座川町（各年度10月1日）

③小学校、中学校

本町の小学校及び中学校の状況は次のとおりです。

小学校児童数、中学校生徒数とも横ばいから緩やかな減少傾向で推移してきましたが、中学校生徒数は、令和元年度に増加がみられます。

小学校児童数は、令和2年度から令和6年度にかけて緩やかな減少傾向が続いています。令和2年度の83人から令和6年度には74人まで減少しており、5年間で9人減少しています。

一方、中学校生徒数は若干の増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移しています。令和3年度に47人とピークを迎えた後、令和4年度に一旦減少し、令和5年度に再び増加に転じましたが、令和6年度には43人まで減少しています。

■小学生児童数、中学校生徒数の推移

(単位：か所、人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	学校数(町立)	3	3	3	3	3
	児童数	83	82	80	76	74
中学校	学校数(町立)	2	2	2	2	2
	生徒数※	92(44)	98(47)	90(45)	79(46)	77(43)

※括弧内は町内の生徒数

資料：古座川町

④児童館

健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、児童館を町内に1か所設置しています。

年間平均延べ利用者数は、令和2年度から令和5年度にかけて一貫して増加傾向で推移しており、令和2年度の15人から令和5年度の58人へと43人増加しています。

■児童館の設置か所数、延べ利用者数の推移

(単位：人、か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間平均延べ利用者数	15	30	47	58
実施か所数	1	1	1	1

資料：古座川町

(2) 地域子育て支援事業の提供状況

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業については、現在、子育て世代包括支援センターで相談・助言等を行っています。

■利用者支援事業

(単位：か所)

設置か所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	1	1	1	1	1
実績値	1	1	1	1	1

資料：古座川町

②延長保育事業

延長保育事業については、現在、認可保育所で実施しています。

延長保育の利用者は減少傾向ではあるものの、いずれの年度も見込値を大きく上回って推移しています。

■延長保育事業

(単位：人)

利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	3	3	3	3	3
実績値	16	16	15	14	10

資料：古座川町

③放課後児童健全育成事業（学童保育）

令和3年度と令和4年度は概ね見込値通りの実績でしたが、令和5年度以降は登録者数が大きく減少しており、見込値に対する乖離がみられています。

■放課後児童健全育成事業（学童保育）登録者数

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	32	31	32	33	34
1年生	9	9	9	10	10
2年生	7	6	7	7	8
3年生	6	6	7	7	7
4年生	5	5	4	4	4
5年生	3	3	3	3	3
6年生	2	2	2	2	2
実績値	22	31	35	21	18
1年生	5	10	11	2	5
2年生	7	4	8	9	1
3年生	4	7	5	5	7
4年生	1	5	5	4	3
5年生	5	2	5	0	2
6年生	0	3	1	1	0

資料：古座川町

設置か所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	1	1	1	1	1

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業については、町外の施設と事業委託契約を締結し、必要に応じて実施しています。

令和3年度より利用者がみられ、延べ利用日数で3人日となっています。令和4年度には大幅に増加し、25人日でピークとなっています。令和5年度は8人日と利用は減少しましたが、継続的な利用がみられます。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

（単位：人日 [年間延べ利用日数]）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	0	0	0	0	0
実績値	0	3	25	8	

資料：古座川町

⑤地域子育て支援拠点事業

本町では、子育て支援センターにおいて、保育士と子育て支援員による育児不安などについての相談指導を行うとともに、親子交流会（月1回）、育児講座、保育所園庭開放、子育て通信、親子ふれあい遊び、家庭訪問など、各種子育てに係る情報の提供や育成支援等を行っています。

新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、令和2年3月～令和2年5月は子育て支援センターを閉所し、令和2年6月より利用制限をして開所しました。令和5年6月より、制限をなくし、町外の未就園児にも子育て支援センターを開放しました。

令和2年度から令和3年度にかけて減少しましたが、その後増加傾向に転じ、令和5年度は大幅な増加がみられ、115人回となっています。

■地域子育て支援拠点事業

（単位：人回 [月間延べ利用回数]）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	利用者数	78	74	71	71	71
	実施か所数	1	1	1	1	1
実績値	利用者数	44	27	56	115	
	実施か所数	1	1	1	1	

資料：古座川町

⑥病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業 [病児・緊急対応型強化事業]

病児・病後児保育事業については、ニーズはあるものの、看護師や保育士等の確保など体制整備には課題があり、現在本町では実施していません。

■病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業 [病児・緊急対応型強化事業]

(単位：人日 [年間延べ利用日数])

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	80	79	73	74	71
実績値	0	0	0	0	0

資料：古座川町

⑦一時預かり事業

一時預かり事業（幼稚園型）については、現在、本町では実施していません。

■一時預かり事業（幼稚園型）

(単位：人日 [年間延べ利用日数])

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	0	0	0	0	0
1号認定による利用	0	0	0	0	0
2号認定による利用	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0	0	0
1号認定による利用	0	0	0	0	0
2号認定による利用	0	0	0	0	0

資料：古座川町

幼稚園型を除く一時預かり事業については、認可保育所において実施しています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により受け入れを停止していましたが、利用のある令和2年度、令和4年度、令和5年度は概ね30人日前後と横ばいで推移しています。

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

(単位：人日 [年間延べ利用日数])

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	320	315	294	298	285
実績値	26	0	32	24	

資料：古座川町

⑧ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センター事業については、現在、本町では実施していません。

■ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

（単位：人日 [年間延べ利用日数]）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	0	0	0	0	0
低学年	0	0	0	0	0
高学年	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0	0	0
低学年	0	0	0	0	0
高学年	0	0	0	0	0

資料：古座川町

⑨妊婦健康診査

妊婦健康診査の公費負担分は8種類（22枚分）であり、妊娠届出時に受診票を発行しています。妊娠届のあった妊婦は、毎年妊婦健診を適切に受診できている状況です。

妊婦健康診査の利用者数は、いずれの年も見込値よりも低い水準で推移しており、緩やかな減少傾向となっています。

■妊婦健康診査

（単位：人）

利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	14	14	13	14	14
実績値	9	8	8	7	

資料：古座川町

⑩乳児家庭全戸訪問事業

新生児訪問は、出生届があれば、保護者と日程を調整し、可能な限り生後28日以内に家庭訪問して計測・状態の観察・育児相談・指導、今後の予防接種の説明などを行っています。里帰り出産のケースにも帰省後に訪問対応を行っており、毎年全数対応し、状況の把握はできています。

乳児家庭全戸訪問事業の対象者数は、いずれの年も見込値よりも低い水準で推移しており、増減を繰り返しながら概ね横ばいで推移しています。

■乳児家庭全戸訪問事業

（単位：人）

対象者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	10	10	9	10	10
実績値	7	5	6	4	

資料：古座川町

⑪養育支援訪問事業

養育に支援が必要な家庭に対し、訪問により状況の把握を行い、必要に応じて関係機関と情報を共有して対応しています。

令和3年度の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少がみられましたが、令和4年度までは概ね見込値に近い水準で推移していました。令和5年度は大きく増加し49人となっています。

■養育支援訪問事業

(単位：人)

訪問者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	6	6	6	6	6
実績値	7	3	9	49	

資料：古座川町

(3) 子ども・子育て支援施策・事業の取組状況

第2期計画では、5つの「基本目標」と、その実現に向けた「施策の方向」を定めるとともに、「施策の方向」に応じた具体的な「事業」を展開することで、基本理念の実現を図ってきました。

第2期計画で定めた事業は、全部で69あり、担当課において個別事業の点検・評価をした結果、計画に掲げた施策をおおむね達成できている事業（進捗状況「A」又は「B」）は計54事業で、その割合は78.3%と、おおむね計画どおり施策に取り組んでいる状況です。

■ 施策・事業の進捗状況評価結果

基本目標 - 施策の方向	事業数	自己評価				
		A	B	C	D	E
1. 子育てを支援する仕組みづくり (1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 子育て支援のネットワークづくり (3) 要支援家庭への対応などきめ細かな取り組みの推進	18	13	2	1	1	1
2. 健やかに生み育てる環境づくり (1) 子どもや母親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実	14	5	7	2	0	0
3. 次代を担う心身共にたくましい人づくり (1) 生涯学習と家庭教育の充実 (2) 魅力ある学校教育の推進 (3) 子どもの豊かな心の育みの支援 (4) 子どもの健全育成活動の推進	22	7	12	2	1	0
4. 仕事と子育てを両立させる社会づくり (1) 保育サービスの充実 (2) 仕事と子育ての両立の推進 (3) 男女共同による子育ての推進	6	3	0	0	0	3
5. 子どもが安全に育つ安心なまちづくり (1) 子育てを支援する生活環境の整備 (2) 子どもの交通安全及び防犯の確保	9	1	4	3	0	1
合計	69	29	25	8	2	5

<評価基準>

- A評価：計画に掲げた施策を達成した（ほぼ100%の成果をあげることができた）。
- B評価：計画に掲げた施策をおおむね達成した（75%程度の成果をあげることができた）。
- C評価：現在、施策の達成に向けて動いている（半分程度の成果をあげることができた）。
- D評価：現在、施策の達成に向けて動き始めた（施策に着手し、動き始めることはできた）。
- E評価：現在、ほとんど手をつけていない、又は評価なし（施策に着手することができなかった）。

①子育てを支援する仕組みづくり

「地域における子育て支援サービスの充実」「子育て支援のネットワークづくり」「そして要支援家庭への対応などきめ細かな取り組みの推進」の3つの施策の方向性に基づき、各施策を展開してきました。

【地域における子育て支援サービスの充実】

町立保育所での柔軟な保育受け入れや、地域子育て支援センターにおける育児相談・指導、園庭開放、育児講座の実施など、地域全体で子育て家庭を支援する取り組みを行いました。また、保育士・保健師による相談体制の確保や、子育て支援センター通信の定期的な発行により、子育ての不安軽減と必要な情報提供を行うことができました。

感染症の影響により主任児童委員・民生児童委員による学校訪問は実現できませんでしたが、委員間での密な連携により、地域における子育て相談・支援体制を維持することができました。

引き続き、地域全体で子育て支援を推進するにあたり、教育・保育の一体的な提供を念頭に置いた保育所運営や、地域子育て支援センターにおける支援内容の充実、そして主任児童委員・民生児童委員による学校訪問の再開など、より直接的な支援体制を構築することが重要です。

【事業ごとの評価】

取組事業	就学前教育・保育の充実	評価	A
取組と成果	保護者の就労状況やその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れ、児童福祉施設としての役割を果たしました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	地域子育て支援センターの充実	評価	A
取組と成果	育児不安についての相談・指導（面接・電話）、育児通信の発行、園庭の開放、育児講座などの支援を実施し、毎月子育て支援センター通信を未就園児家庭に配布しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	相談機能の充実	評価	A
取組と成果	出産や育児不安、子どもの成長、発達、行動、しつけなどについて、保育士・保健師による相談・指導を実施しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	子育て情報の充実	評価	A
取組と成果	子育て支援センター行事を記載した通信を毎月未就園児家庭に配布し、町内保育所での掲示を行いました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	主任児童委員、民生児童委員活動の充実	評価	A
取組と成果	主任児童委員2名、民生委員・児童委員18名が活動し、委員間での密な連携により、地域での子育て相談・支援を実施しました。		
課題	感染症の流行により学校訪問が実現できませんでした。		

【子育て支援のネットワークづくり】

学校運営協議会や保護者総会での地域住民との交流、自立支援協議会子ども部会を通じた外部機関との連携、児童相談所や福祉事業所とのチームによる支援など、様々な形で子育て支援のネットワークづくりを進めることができました。また、母子推進委員による託児支援の実施や、高齢者の方々との農業体験など、地域の人材を活かした支援活動も展開することができました。

一方で、出生数の低下や保護者の早期職場復帰などの社会状況の変化により、子育てサークルの形成やボランティアの確保が困難な状況となっています。

今後は、子育て支援センターを拠点とした活動の充実や、地域の実情に応じた支援体制の再構築を図りながら、より効果的な子育て支援のネットワークづくりを推進していくことが重要です。特に、既存の連携体制を活かしつつ、新たな担い手の発掘や育成にも注力していく必要があります。

【事業ごとの評価】

取組事業	子育てサークル活動への支援	評価	D
取組と成果	子育てサークルは実現できませんでしたが、子育て支援センターの行事において、みんなで同じものを作るなどの活動を実施しました。		
課題	出生数の低下、低年齢児での保護者の職場復帰等により、サークル作成に必要な人数を集めることが困難です。		

取組事業	地域における子育て支援意識の向上	評価	A
取組と成果	学校運営協議会や保護者総会の開催、地域住民による指導を通じて、子育て支援社会の形成に向けた啓発を行いました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	子育てボランティアの育成	評価	B
取組と成果	地域住民との協働による農業体験など、主に高齢者の方からの協力・支援を得ました。		
課題	自主的なボランティアの確保が難しい状況です。		

取組事業	託児ボランティアの育成・確保	評価	B
取組と成果	母子推進委員による託児支援を実施し、保護者のリフレッシュにつながりました。		
課題	ボランティアの確保が困難な状況です。		

取組事業	総合的な子育て支援のネットワークの拡大	評価	A
取組と成果	自立支援協議会子ども部会への参加や児童相談所、福祉事業所との連携により、チームでの支援体制を構築しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

【要支援家庭への対応などきめ細かな取り組みの推進】

要支援家庭への対応として、子ども家庭総合支援拠点の設置や関係機関とのネットワーク構築、児童虐待防止に向けた啓発活動、特別支援教育の充実など、様々な支援体制の整備を進めることができました。また、保育料・給食費の完全無償化や各種手当・助成の実施により、子育て家庭への経済的支援も行ってきました。

しかし、経済的支援については更なる充実が必要とされており、また子ども家庭総合支援拠点における託児ボランティアの確保など、いくつかの課題も残されています。

今後は、関係機関との連携をさらに強化しながら、包括的な支援体制の充実を図るとともに、経済的支援の継続と拡充を進めていくことが重要です。特に、支援を必要とする家庭に対して、よりきめ細かな対応ができるよう、専門性の向上や支援体制の強化に取り組んでいく必要があります。

【事業ごとの評価】

取組事業	関係機関等の連携による支援の推進	評価	A
取組と成果	要援護児童（虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子どもなど）への支援のため、児童相談所との面談や家庭訪問を実施し、関係機関との連携を図りました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	子ども家庭総合支援拠点の設置	評価	A
取組と成果	子ども家庭支援員を常時配置し、妊娠期から子どもの社会的自立までの包括的・継続的な支援を実施しました。		
課題	託児ボランティアの確保が困難な状況です。		

取組事業	児童虐待や障がいに関する啓発	評価	A
取組と成果	ポスターやリーフレットの掲示による啓発活動を実施しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	特別支援教育に関する研修の充実	評価	C
取組と成果	保育所職員・学校教職員を対象とした児童生徒理解の研修を実施しました。		
課題	さらなる充実が必要です。		

取組事業	医療的ケア児の支援に向けた連携の推進	評価	E
取組と成果	医療的ケア児コーディネーターを配置し、必要に応じた相談・支援体制を整備。また、自立支援協議会子ども部会で関係機関との情報共有を行っています。		
課題	現在、把握している医療的ケア児はいません。		

取組事業	ひとり親家庭等の自立支援の推進	評価	A
取組と成果	産後ケア事業の無料化、児童扶養手当、医療費助成、学童保育無償化など、各種支援を実施しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	保育所の保育料・給食費の無償化	評価	A
取組と成果	町独自の事業として保育料・給食費の完全無償化を実施しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	各種手当・助成の継続	評価	A
取組と成果	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、こども医療費助成など、各種手当・助成を実施しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

②健やかに生み育てる環境づくり

「子どもや母親の健康の確保」「食育の推進」「思春期保健対策の充実」の3つの施策の方向性に基づき、各施策を展開してきました。

【子どもや母親の健康の確保】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を進め、産後ケア事業の開始や各種助成の拡充など、支援内容を大きく充実させることができました。特に乳幼児健診では高い受診率を維持し、早期発見・早期対応の体制を確立しています。

一方で、少子化や女性の社会進出による環境変化に伴い、従来型の集団指導が困難になるなど、新たな課題も生じています。また、予防接種を意識的に選択しない傾向の増加や、3歳児のう歯保有率の高さなど、保健指導面での課題も明らかになっています。

今後は、これらの社会状況の変化に対応した支援方法の見直しを進めるとともに、子育て世代包括支援センターから子ども家庭センターへの移行も視野に入れながら、より効果的な支援体制の構築を目指していくことが重要です。

【事業ごとの評価】

取組事業	安全な妊娠・出産と新生児の健康の確保	評価	A
取組と成果	新生児訪問や乳児訪問の実施、産後ケア事業の開始と拡充、妊産婦交流会の実施、出産・子育て応援交付金の実施、産婦健診費用助成の開始、マタニティサポート119の実施など、支援を大幅に拡充しました。		
課題	少子化や女性の社会進出により、集団でのマタニティ教室の実施が困難となっています。		

取組事業	乳幼児健康診査・歯科検診の推進	評価	A
取組と成果	健診受診率、精密検査受診率ともにほぼ100%を維持しています。		
課題	3歳児検診のう歯保有率が県内で1位という状況です。		

取組事業	マタニティ教室・講習等の保健情報の普及	評価	A
取組と成果	※安全な妊娠・出産と新生児の健康の確保と内容が重複するため、同様の評価となります。		
課題			

取組事業	疾病等の予防・早期発見の促進	評価	C
取組と成果	健診後の事後フォローや適切な医療機関への受診勧奨により、早期発見・対応を推進しました。		
課題	予防接種について、意識的に接種しないことを選択する人が増加傾向にあります。		

取組事業	不慮の事故防止対策の推進	評価	B
取組と成果	各種健診や訪問時の保健指導、消防本部等と連携した救急救命法講習などを実施しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	子育て世代包括支援センターの充実	評価	B
取組と成果	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施し、産後ケア事業の立ち上げなど、支援体制を拡充しました。		
課題	少子化に伴う母親同士の交流機会の減少がみられます。		

取組事業	かかりつけ医づくりの推進	評価	C
取組と成果	新生児訪問や乳幼児健診を通じた啓発により、4ヶ月児で約60%、3歳児で約80%がかかりつけ医を持つようになりました。		
課題	医療機関のあっせんができず、情報提供のみにとどまっています。		

【食育の推進】

栄養士による食育指導や食生活改善推進協議会との連携による調理実習、「おやこの料理教室」の開催など、様々な機会を通じて食育の推進を図ることができました。また、学校給食では地元産ジビエを活用するなど、地域の特色を活かした取り組みも行いました。

一方で、感染症の流行により調理実習が実施できないなど、一部の体験的な学習機会が制限されました。

今後は、これまでの取り組みを継続しながら、妊産婦から子どもまで、それぞれの発達段階に応じた食育指導を展開するとともに、家庭における健全な食生活の実現に向けた支援を充実させていくことが重要です。また、地場産物の活用など、地域の特色を活かした食育の推進にも引き続き取り組んでいく必要があります。

【事業ごとの評価】

取組事業	食生活に関する啓発の推進	評価	A
取組と成果	栄養士による食育指導、食生活改善推進協議会と連携した調理実習や食育活動、「おやこの料理教室」の実施など、様々な形での啓発活動を展開しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	食への関心の醸成	評価	B
取組と成果	学校給食での地元産ジビエの活用など、地場産物を活用した食育を推進しました。		
課題	感染症流行により調理実習が実施できませんでした。		

取組事業	バラエティ豊かな給食の促進	評価	A
取組と成果	旬の食材や季節感のある行事食を提供しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

【思春期保健対策の充実】

思春期保健対策として、助産師や保健所等の専門機関と連携しながら、性教育や薬物乱用防止教育などの啓発活動を実施するとともに、教育支援ルームの開設による相談体制の整備、中学生と乳幼児との触れ合い体験など、様々な取り組みを展開してきました。

しかしながら、全ての事業においてさらなる充実が必要とされています。特に相談体制については、設備や人材は整備されているものの、広報等による周知が課題となっています。

今後は、これまでの取り組みを継続・発展させつつ、社会状況の変化も踏まえた内容の充実を図るとともに、相談体制の周知強化など、より効果的な支援の実現に向けて取り組んでいくことが重要です。また、次世代の親となる中学生に対しては、社会性の育成も含めた、より包括的な支援プログラムの検討も必要です。

【事業ごとの評価】

取組事業	性教育の推進	評価	B
取組と成果	助産師による思春期教室等を各学校・保育所で実施し、性や生命の尊さについての正しい知識の普及・啓発を図りました。		
課題	さらなる充実が必要とされています。		

取組事業	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	評価	B
取組と成果	学校保健安全委員会や保健所と連携し、各学校で健康影響に関する教室を開催しました。		
課題	さらなる充実が必要とされています。		

取組事業	相談体制の充実	評価	B
取組と成果	教育支援ルームを開設し、教育指導員を配置して子どもや保護者、学校関係者への教育相談を実施しました。		
課題	広報等による周知が必要です。		

取組事業	次代の親の育成	評価	B
取組と成果	助産師による思春期教室の実施や、中学生と乳幼児との触れ合い体験を通じて、家庭の大切さや子育ての意義について理解促進を図りました。		
課題	さらなる充実が必要とされています。		

③次代を担う心身共にたくましい人づくり

「生涯学習と家庭教育の充実」「魅力ある学校教育の推進」「子どもの豊かな心の育みの支援」「子どもの健全育成活動の推進」の4つの施策の方向性に基づき、各施策を展開してきました。

【生涯学習と家庭教育の充実】

生涯学習と家庭教育の充実に向けて、「さくら通信」による情報提供や学校体育施設の開放などを実施してきましたが、当初の目標に対して十分な成果を上げることができませんでした。

情報提供については「さくら通信」の配布は行えたものの、育児関連講座や家庭教育に関する学習機会の提供が不十分でした。また、学校施設については体育施設の開放によりスポーツ活動の場は提供できましたが、学習の場としての活用までは至りませんでした。

今後は、保育所や小・中学校との連携強化による育児関連講座の充実や家庭教育学級の開設、さらに学校施設の学習の場としての活用など、より多面的な学習機会の提供に取り組んでいく必要があります。

【事業ごとの評価】

取組事業	学習機会と情報の提供	評価	D
取組と成果	家庭教育支援チームによる「さくら通信」を保育所年長から中学2年生までを対象に配布しました。		
課題	保育所や小中学校と連携した育児関連講座の充実、家庭教育に関する学習機会の提供が十分にできませんでした。		

取組事業	学校施設の開放	評価	B
取組と成果	小・中学校の体育施設を開放し、スポーツ少年団や社会教育関係団体等の活動促進を図りました。		
課題	学習の場としての活用ができませんでした。		

【魅力ある学校教育の推進】

魅力ある学校教育の推進に向けて、0～15歳までの一貫した教育体制の構築、GIGAスクール構想の実現、ALTを活用した英語教育の推進など、時代の要請に応じた教育環境の整備を進めることができました。

特にICT環境の整備や読書教育、国際理解教育については着実な成果を上げています。また、地域との連携による学校運営や、ふるさと教育の推進など、地域に根ざした教育活動も展開してきました。

一方で、教職員の資質向上については、特に若手教職員の研修充実が課題となっています。また、多くの取り組みで「さらなる充実が必要」とされており、継続的な改善が求められています。

今後は、整備されたICT環境を効果的に活用しつつ、地域との連携をさらに深め、より魅力的な教育環境の実現を目指すとともに、教職員の資質向上にも重点的に取り組んでいく必要があります。

【事業ごとの評価】

取組事業	0～15歳までの一貫教育の実施	評価	B
取組と成果	保小の交流会実施、教職員の研究授業等の交流を通じて、就学前教育と学校教育の円滑な接続を図り、学校運営協議会を通じた地域との連携も実現しました。		
課題	さらなる充実が必要とされています。		
取組事業	地域に開かれた学校づくりの推進	評価	B
取組と成果	各校での年間4回の学校運営協議会開催、「共育コミュニティ」との連携による協同体制の構築を進めました。		
課題	さらなるステップアップが必要とされています。		
取組事業	ふるさと教育の推進	評価	B
取組と成果	ジオパーク学習、地域との協働による稲刈り等の体験活動、オオサンショウウオや森林体験等を実施しました。		
課題	さらなる充実が必要とされています。		
取組事業	国際理解教育の推進	評価	A
取組と成果	JETプログラムによるALTの採用に加え、町独自の英語教育推進員を雇用し、幼児期からの英語教育を推進しました。		
課題	さらなる充実が必要とされています。		
取組事業	ICT教育の推進	評価	A
取組と成果	GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の整備と専用回線によるネットワーク環境を整備しました。		
課題	機器の経年劣化による維持費増加が見込まれます。		
取組事業	読書教育の推進	評価	A
取組と成果	公民館図書室でのテーマ展示、巡回図書、ビブリオバトル等の実施、読書教育推進員の活用を行いました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		
取組事業	教職員の資質の向上	評価	C
取組と成果	「古座川町教育会」を支援し、児童生徒理解の研修等を実施しました。		
課題	若手教職員の指導のための研修充実が必要です。		
取組事業	防災教育の充実	評価	B
取組と成果	保育所・小中学校での避難訓練の実施、子育て支援センターでの防災講演、教職員への防災研修を実施しました。		
課題	さらなる充実が必要とされています。		
取組事業	特別支援教育の充実	評価	B
取組と成果	保育所、小学校、保健師、教育委員会が連携し、就学時の相談・支援体制を整備し、必要に応じて特別支援学級を新設しました。		
課題	さらなる充実が必要とされています。		

【子どもの豊かな心の育みの支援】

子どもの豊かな心の育みの支援として、SC・SSW・臨床心理士等の専門家との連携による相談体制の整備、関係機関と連携した人権教育の推進、そしていじめ・不登校への組織的な対応に取り組んできました。

いずれの事業についても基本的な体制は整備されているものの、さらなる充実が必要とされています。特に、子どもたちを取り巻く環境や課題が複雑化する中で、より専門的で総合的な支援体制の強化が求められています。

今後は、これまでの取り組みを基盤としながら、専門家との連携をより一層深め、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援の実現を目指していく必要があります。また、未然防止の観点から、早期発見・早期対応の体制強化にも継続して取り組んでいくことが重要です。

【事業ごとの評価】

取組事業	子どもの悩み相談体制の充実	評価	B
取組と成果	いじめや不登校に関する相談に対し、担任による家庭訪問、SC・SSWとの連携、臨床心理士からの助言など、専門的な立場からの支援を実施しました。		
課題	さらなる充実が必要とされています。		

取組事業	人権を重視した教育の推進	評価	B
取組と成果	関係機関や地域関係者との連携強化、教職員対象の人権研修や人権講演会の開催など、人権教育の推進に取り組みました。		
課題	さらなる充実が必要とされています。		

取組事業	いじめ・不登校への対応	評価	B
取組と成果	町及び各学校の「いじめ防止基本方針」や県の各種マニュアルに基づく対応、SC・SSWと連携した早期発見・未然防止に取り組みました。		
課題	さらなる充実が必要とされています。		

【子どもの健全育成活動の推進】

子どもの健全育成活動として、「古座川かがやき塾」や学童保育施設の整備、こども茶道教室などの伝統文化体験、様々な体験学習活動など、多様な取り組みを展開してきました。特に、子どもの居場所づくりや学童保育の整備、郷土文化との触れ合い、関係機関との連携については着実な成果を上げています。

一方で、世代間交流の促進については多世代を対象とした事業の実施が不十分でした。また、児童館については専任職員不在により通年事業の実施が困難な状況にあります。

今後は、これまでの成果を基盤としながら、特に世代間交流の促進に向けた事業内容や実施時期の検討を行うとともに、かがやき塾による補完も含めた効果的な運営体制の構築を目指していく必要があります。また、地域全体で子どもの育ちを支える体制をさらに強化していくことも重要です。

【事業ごとの評価】

取組事業	子どもの居場所づくり	評価	A
取組と成果	「古座川かがやき塾」を小学校3校で実施し、放課後の居場所づくりを実現しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		
取組事業	放課後児童健全育成事業（学童保育）の整備	評価	A
取組と成果	利用希望者の増加に対応し、令和2年度に十分な面積の施設整備、令和3年度に移転を行い、環境改善と設備の充実を図りました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		
取組事業	世代間交流の促進	評価	C
取組と成果	親子対象の魚釣り体験会は好評でしたが、多世代を対象とした事業はあまり実施できませんでした。		
課題	異世代と触れ合う機会のある事業が不足しています。		
取組事業	郷土の歴史・文化と触れ合う機会の充実	評価	A
取組と成果	「こども茶道教室」を実施し、町行事への出展や保護者対象の発表会も開催しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		
取組事業	スポーツ・レクリエーション活動の推進	評価	B
取組と成果	体育協会やスポーツ少年団への活動助成、各種スポーツ大会を開催しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		
取組事業	子どもによる地域活動の促進	評価	B
取組と成果	「ふれあいサマーキャンプ」や「川崎市交流事業」等の体験学習活動を実施し、学校・学年の垣根を越えた事業展開ができました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		
取組事業	児童館の充実	評価	B
取組と成果	七夕会・クリスマス会を実施しました。		
課題	専任職員不在のため通年事業の実施が困難です。		
取組事業	学校・家庭・地域及び関係機関との連携強化	評価	A
取組と成果	学校運営協議会・家庭教育支援チームの活動を通して、関係団体との連携強化に努めました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

④仕事と子育てを両立させる社会づくり

「保育サービスの充実」「仕事と子育ての両立の推進」「男女共同による子育ての推進」の3つの施策の方向性に基づき、各施策を展開してきました。

【保育サービスの充実】

保育サービスの充実に向けて、延長保育や一時預かり事業などの子育て支援サービスを実施するとともに、産休・育休明けの保護者が円滑に保育所を利用できる体制整備を進めてきました。両事業とも基本的な保育サービスは着実に提供できています。

一方で、入所児童数の減少という課題も見られます。

今後は、これまでの取り組みを継続しながら、保育内容の質的向上を図るとともに、へき地保育事業については保護者のニーズを適切に把握しながら、地域の実情に応じた運営を進めていく必要があります。

【事業ごとの評価】

取組事業	子育て支援サービスの充実	評価	A
取組と成果	延長保育や一時預かり事業、地域子育て支援センター事業を実施しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	保育提供体制の整備	評価	A
取組と成果	就労や疾病などにより家庭での保育が困難な場合に対応し、産前・産後休業、育児休業明けの円滑な保育所利用のための体制整備を行いました。		
課題	入所児童数が減少している状況です。		

【仕事と子育ての両立の推進】

仕事と子育ての両立の推進については、育児休業制度の周知やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを計画していましたが、いずれも実施できていない状況です。

今後の方向性についての記載はありませんが、仕事と子育ての両立支援は重要な課題であり、実施体制や実施方法について検討が必要な状況となっています。

【事業ごとの評価】

取組事業	育児休業制度の定着促進	評価	E
取組と成果	制度の周知を図る計画はありましたが、実施できていません。		
課題	民間企業との協力が不可欠で、具体的に取り組めていません。		

取組事業	ワーク・ライフ・バランスの推進	評価	E
取組と成果	労働時間の短縮や柔軟な勤務形態の普及に向けた啓発を行う計画はありましたが、実施できていません。		
課題	民間企業との協力が不可欠で、具体的に取り組めていません。		

【男女共同による子育ての推進】

男女共同による子育ての推進において、男女共同参画意識の向上については、県や関係機関と連携した啓発活動を実施しました。

一方で、父親の子育て参加の促進については、育児教室や家庭教育学級の開催などがありましたが、両親の参加を促しており、父親を対象とした事業は実施しませんでした。

今後は、啓発活動を継続しつつ、父親の子育て参加を促進するための具体的な取り組みについて、実施体制や方法を検討していく必要があります。

【事業ごとの評価】

取組事業	男女共同参画意識の向上	評価	A
取組と成果	県や関係機関からの啓発物品を活用し、ポスター掲示などの啓発活動を実施しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	父親の子育て参加の促進	評価	E
取組と成果	父親対象の育児教室や家庭教育学級の開催を計画しましたが、実施できていません。		
課題	父親のみを対象とする事業は行っておらず、事業の見直しが必要です。		

⑤子どもが安全に育つ安心なまちづくり

「子育てを支援する生活環境の整備」「子どもの交通安全及び防犯の確保」の2つの施策の方向性に基づき、各施策を展開してきました。

【子育てを支援する生活環境の整備】

子育てを支援する生活環境の整備として、通学路の安全確保や自然景観の保存、定住化促進のための各種施策、遊び場情報の提供など、様々な取り組みを行ってきました。

特に、美しい自然景観の保存については、桜を活かした町づくりや森林環境保全事業を通じて計画的に進められており、定住化の推進においても具体的な支援制度を整備・運用しています。

一方で、子育て支援環境の整備については、公共施設へのベビールームや授乳室等の設置が進んでいません。また、通学路の定期点検の未実施や遊び場情報提供の方法など、いくつかの課題も明らかになっています。

今後は、ハード面での整備の検討を進めるとともに、既存の取り組みについても、より効果的な実施方法を検討していく必要があります。

【事業ごとの評価】

取組事業	安全な道路交通環境の整備	評価	B
取組と成果	通学路の危険箇所を中心とした安全確保、セーフティガードの活用による登下校時の安全確保に努めました。		
課題	定期的な通学路点検が実施できていません。		

取組事業	美しい自然景観保存の推進	評価	B
取組と成果	桜を活かした町づくり推進会議を令和5年度に3回開催し計画を作成、森林環境保全に関する事業を実施しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	子育て支援環境の整備	評価	E
取組と成果	実施していません。		
課題	新築建物がなく、既存建物への新たな設置もできていません。		

取組事業	定住化の推進	評価	B
取組と成果	移住定住ホームページの運用、移住定住新築住宅等補助（令和5年度1件）、定住促進住宅の取り組みを実施しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	遊び場の情報提供	評価	C
取組と成果	子育て通信でのイベント情報提供、職員による口頭での公園案内等を実施しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

【子どもの交通安全及び防犯の確保】

子どもの交通安全及び防犯の確保に向けて、交通安全教室の開催や被害児童へのケア体制の整備など、関係機関と連携した取り組みを進めてきました。特に被害に遭った子どもの保護については、学校・SC・SSWとの連携体制が確立されています。

一方で、防犯体制の充実や有害環境対策の推進については、特に感染症の影響により青少年育成町民会議の定期的な開催ができていないことが課題となっています。

今後は、これまでの取り組みを継続しつつ、特に定期的な会議開催など、コロナ禍においても実施可能な体制づくりを検討していく必要があります。

【事業ごとの評価】

取組事業	交通安全教育の推進	評価	B
取組と成果	保育所及び小学校で交通安全協会や警察と連携した交通安全教室の開催、啓発物品やチラシの配布を実施しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

取組事業	防犯体制の充実	評価	C
取組と成果	青少年育成町民会議を開催し、情報共有ができる体制づくりを行いました。		
課題	定期的な会議が開催できていません。		

取組事業	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	評価	C
取組と成果	青少年育成町民会議を通じた情報共有の体制づくりを行いました。		
課題	感染症流行の影響で定期的な開催ができていません。		

取組事業	被害に遭った子どもの保護の推進	評価	A
取組と成果	学校やSC、SSWと連携したケア体制を確保しました。		
課題	今後も継続した実施が必要です。		

(4) アンケート調査結果からみた子ども・子育て支援ニーズ

①調査の目的

子ども・子育て支援事業計画の見直しに向けて、子育て分野の方向性を見直す基礎資料として、就学前・小学生の児童がいるご家庭を対象に、子育てに関する生活実態、ご要望・ご意見などのニーズ調査を実施しました。

②調査概要

◇調査対象者：就学前児童の保護者（悉皆調査）

小学生児童の保護者（悉皆調査）

◇調査期間：令和6年2月12日（月）～令和6年2月29日（木）

◇調査方法：学校や保育所等を通じた配付・回収

一部郵送配布・郵送回収による本人記入方式

③回収結果

種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	34件	23件	67%
小学生児童の保護者	54件	36件	66%

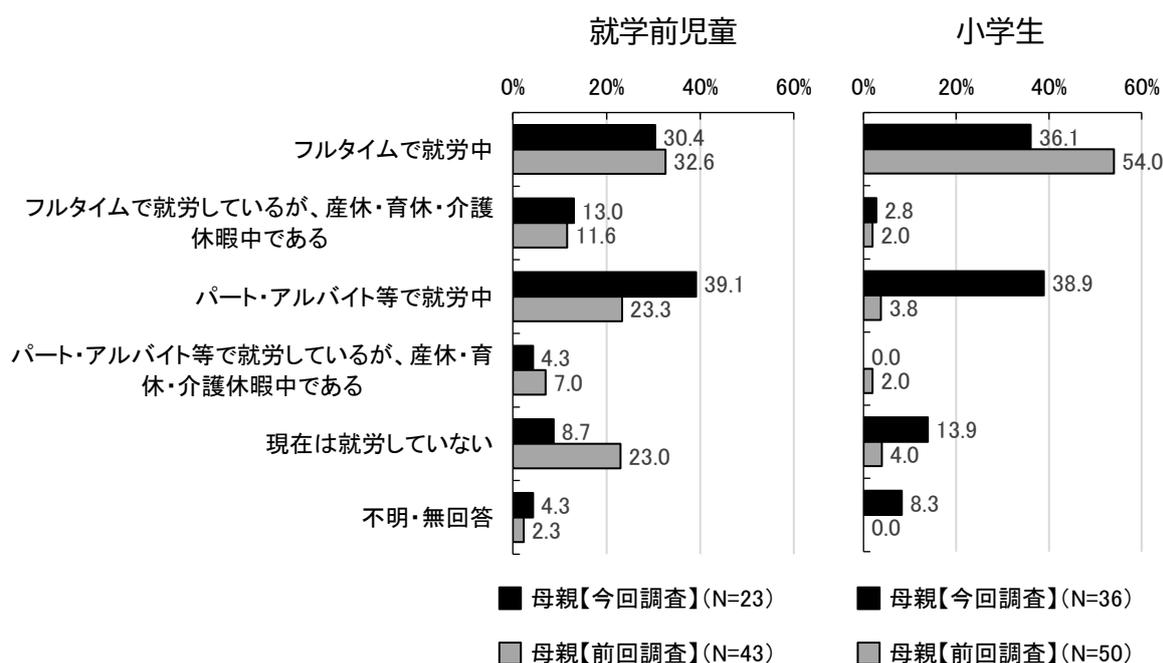
母親の就労状況

就学前児童の母親では「パート・アルバイト等で就労中」が39.1%と最も高く、次いで「フルタイムで就労中」が30.4%となっています。

前回調査と比較して、「パート・アルバイト等で就労中」の割合が15.8ポイント高くなっており、一方で「現在は就労していない」が14.3ポイント減少しています。

小学生の母親では「パート・アルバイト等で就労中」が38.9%と最も高く、次いで「フルタイムで就労中」が36.1%となっています。

前回調査と比較して、「パート・アルバイト等で就労中」の割合が35.1ポイント高くなっており、一方で「フルタイムで就労中」が17.9ポイント低くなっています。



母親の就労形態について、パートタイム・アルバイト就労の割合が就学前児童及び小学生の母親において大幅に増加しています。

一方、フルタイム就労については、就学前児童の母親では横ばいである一方、小学生の母親では減少傾向が見られます。また、未就労率に関しても、就学前児童の母親では減少、小学生の母親では増加と、子どもの年齢層によって差がみられます。

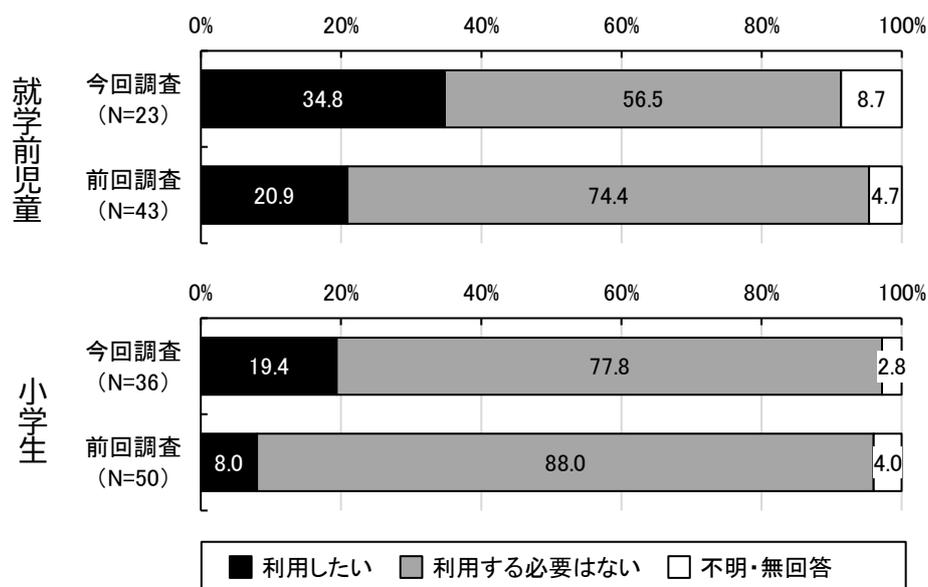
不定期の教育・保育事業を利用する必要性

就学前児童の母親では、「利用する必要はない」が56.5%、「利用したい」が34.8%となっています。

前回調査と比較して、「利用したい」が13.9ポイント高くなっています。

小学生の母親では、「利用する必要はない」が77.8%、「利用したい」が19.4%となっています。

前回調査と比較して、「利用したい」が11.4ポイント高くなっています。



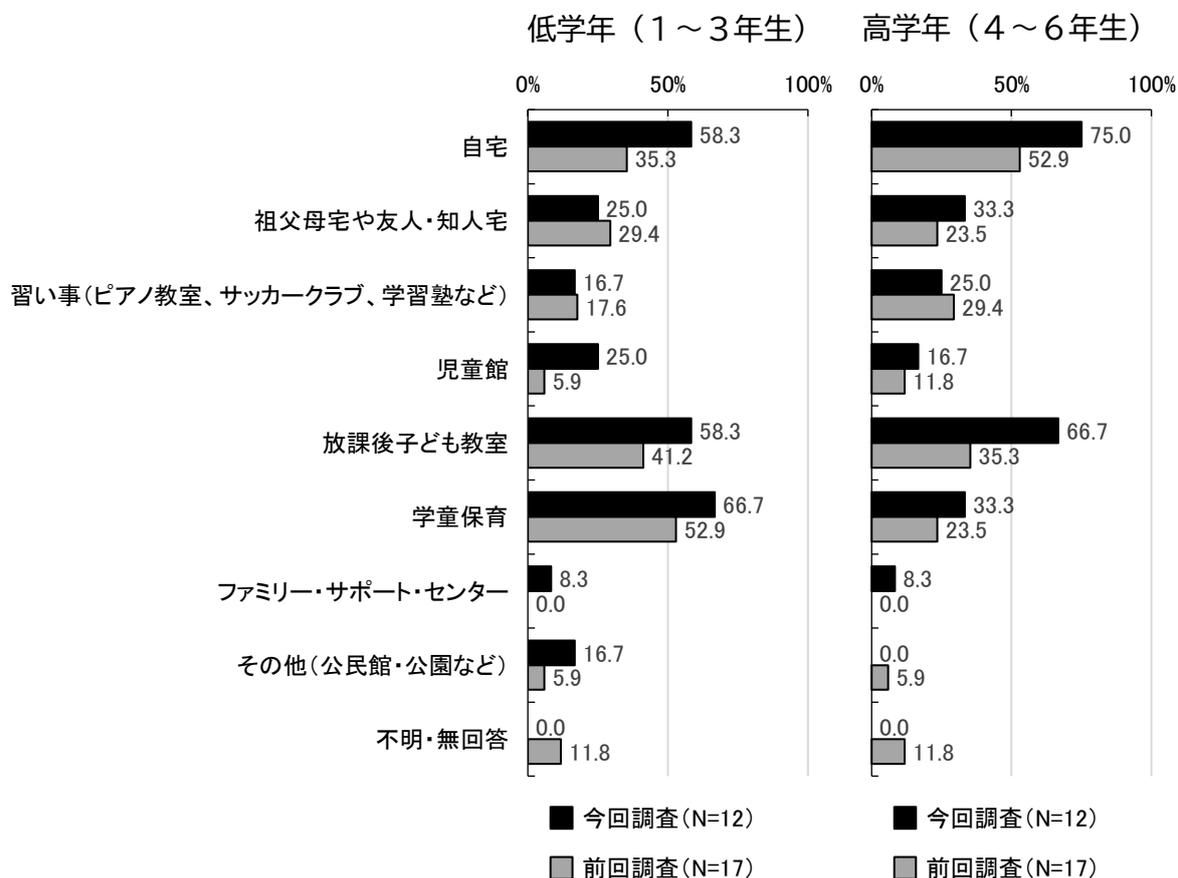
不定期の教育・保育事業を「利用したい」の割合が増加し、「利用する必要はない」という回答が減少しており、共働き家庭の増加や多様な働き方が進む中で、不定期の教育・保育事業のニーズが高まっていることがうかがえます。

また、就学前児童の保護者の方が小学生の保護者よりも不定期サービスへのニーズが高く、その差は前回調査よりも大きくなっています。

小学生になったら、放課後（平日の小学校終了後）をどこで過ごさせたいと思うか。

就学前児童に対して、低学年（1～3年生）では、「学童保育」が66.7%と最も高く、次いで「自宅」「放課後子ども教室」がともに58.3%となっています。

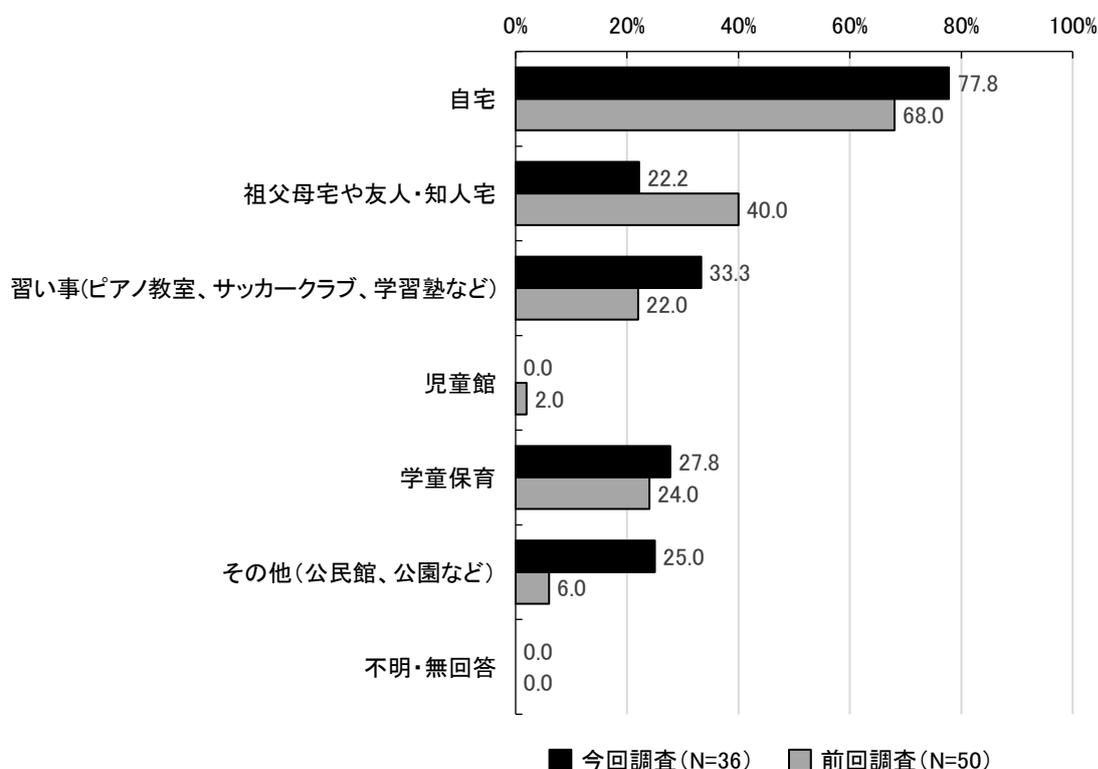
高学年（4～6年生）では、「自宅」が75.0%と最も高く、次いで「放課後子ども教室」が66.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」「学童保育」がともに33.3%となっています。



放課後の過ごし方

小学生では「自宅」が77.8%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が33.3%、「学童保育」が27.8%となっています。

前回調査と比較して、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」では11.3ポイント高く、一方で「祖父母宅や友人・知人宅」では17.8ポイント低くなっています。



放課後の過ごし方の多様化が進んでおり、保護者は複数の選択肢を組み合わせることで子どもの放課後を計画する傾向がみられます。特に、学童保育や放課後子ども教室などの公的サービスへのニーズが増加しており、これは共働き世帯の増加に伴う放課後の子どもの居場所確保の必要性の高まりによるものと考えられます。

また、自宅での過ごし方を重視する傾向がみられます。就学前児童の保護者の希望及び実際の小学生の過ごし方の双方において、自宅の割合が増加しています。

一方で、就学前児童と小学生の過ごし方を比較すると、就学前児童では公的サービスの利用意向が高い一方、小学生では自宅や習い事の割合が高くなっています。

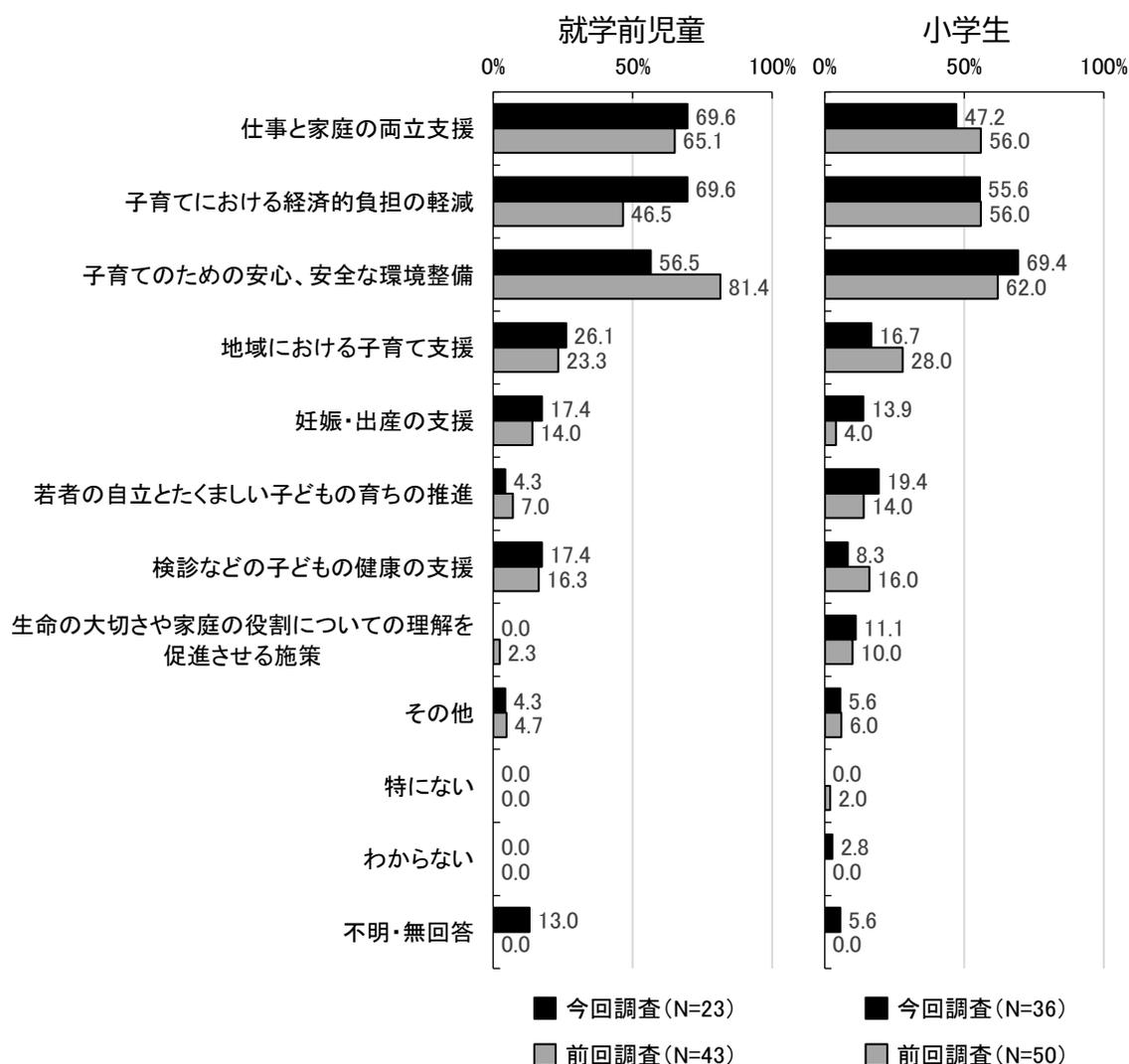
望ましい子育て支援施策

就学前児童では、「仕事と家庭の両立支援」「子育てにおける経済的負担の軽減」がともに69.6%と最も高くなっています。

前回調査と比較して、「子育てにおける経済的負担の軽減」が23.1ポイント高く、一方で「子育てのための安心、安全な環境整備」が24.9ポイント低くなっています。

小学生では、「子育てのための安心、安全な環境整備」が69.4%と最も高く、次いで「子育てにおける経済的負担の軽減」が55.6%となっています。

前回調査と比較して、「子育てのための安心、安全な環境整備」が7.4ポイント高く、一方で「地域における子育て支援」が11.3ポイント低くなっています。



就学前児童及び小学生において、「子育てにおける経済的負担の軽減」及び「子育てのための安心、安全な環境整備」の割合が高くなっています。

経済的支援へのニーズは就学前児童及び小学生ともに増加傾向となっています。

一方で、安全・安心な環境整備に関しては、就学前児童の保護者では前回調査と比較して、低下している一方、小学生では増加しています。

(5) 第2期計画の課題の整理

子どもと子育て家庭を取り巻く環境、子ども・子育て支援施策の取組状況、子ども・子育て支援新制度の動向及びアンケート調査の結果などを踏まえ、本町の子ども・子育て支援に係る主要課題を次のとおり整理します。

①仕事と子育ての両立支援の充実

女性の労働力率は、特に35～39歳で平成22年の68.3%から令和2年の92.9%へと大幅に上昇し、共働き世帯が増加しています。延長保育や一時預かり事業などの保育サービスを実施してきましたが、就学前児童の保護者の69.6%が「仕事と家庭の両立支援」を望んでおり、引き続き多様な働き方に対応した支援体制の構築が求められています。

②子育て支援環境の整備と経済的支援の充実

子育て環境の整備においては、施設へのベビールームや授乳室等の設置が進んでいないことや、通学路の定期点検が実施できていないなど、安全・安心な環境整備が課題となっています。また、保育料・給食費の完全無償化による経済的支援を実施してきましたが、就学前児童・小学生の保護者ともに更なる充実が求められています。

③教育環境の整備と放課後支援の充実

GIGAスクール構想に基づくICT環境は整備されましたが、その効果的な活用方法の確立と教職員の指導力向上が課題となっています。また、特別支援教育の充実や放課後の過ごし方の多様化への対応など、子どもたち一人ひとりのニーズに応じた支援体制の構築が必要です。

④地域社会における子育て支援

地域子育て支援センターでは、相談指導や親子交流会など様々な支援を実施し、令和5年度には利用者が大幅に増加するなど、一定の成果を上げています。一方で、母子推進委員による託児支援や高齢者との農業体験などは実施できているものの、自主的なボランティアの確保は依然として困難な状況が続いています。今後は、子育て支援センターの活動をさらに充実させるとともに、地域の多様な人材を活かした支援体制の構築が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

まちの魅力と人の温もりを感じて育つ古座川のこどもたち

子どもの健やかな育ちと子育ての支援は、一人ひとりの子どもと保護者の幸せを実現するだけでなく、地域社会の持続的な発展と活力の維持に不可欠な要素です。

近年、共働き世帯の増加や家族形態の多様化が進み、子育てニーズは大きく変化しています。特に本町では、女性の就業率の顕著な上昇に見られるように、柔軟な保育サービスへの需要が高まっています。また、ひとり親世帯の増加など、支援を必要とする家庭の状況も変化してきています。

このような変化に対応しながら、保護者が安心して子育てができる環境を整えるためには、経済的支援の継続・充実はもとより、ICTを活用した新しい教育環境の整備や、多様な保育サービスの提供が重要となります。同時に、地域の子育て支援力の低下や多世代交流の機会の減少という課題に向き合い、地域全体で子育てを支える新たな仕組みづくりが求められています。

特に、本町の強みである「顔の見える関係性」を活かし、学校・地域・事業者・行政が一体となって、子ども一人ひとりの成長に寄り添う支援体制を構築することが大切です。コミュニティスクールの取り組みを更に発展させ、地域の特性を活かした教育活動や、多様な主体による子育て支援の連携を深めていく必要があります。

こうした考え方に基づき、本計画では「まちの魅力と人の温もりを感じて育つ古座川のこどもたち」という理念を継承しつつ、変化する時代に対応した新たな支援の在り方を追求し、全ての子どもが笑顔で過ごせる、本町で子育てをしたいと思える環境づくりを目指します。

2. 基本的視点

基本理念の実現に向けて以下の4つの視点をもって、施策を推進します。

家庭の子育てを支える視点

◆ 安心して家庭を持ち子育てできる環境づくりに取り組みます ◆

多様な働き方に対応した柔軟な保育サービスの提供が求められています。共働き家庭や不
定期勤務の家庭にも対応できる保育体制を強化し、家庭と仕事の両立を支援します。

子どもの育ちを支える視点

◆ のびのびと健やかな子どもを育みます ◆

I C T環境の整備や特別支援教育の充実など、子どもたちが多様な教育機会を享受し、個
別のニーズに対応できる環境を整えることが重要です。これにより、子どもたちが自分らし
く成長できる社会を実現します。

地域全体で支え合う視点

◆ 地域全体で子育て支援に取り組みます ◆

地域の子育てサポート力の低下や多世代交流の減少が課題となっているため、地域全体で
子育てを支える体制の再構築が必要です。地域資源を活用し、多様な主体が連携することで、
子育て環境を強化します。

まちづくりの視点

◆ 住みたい・住み続けたいと思える総合的なまちづくりを推進します ◆

地域全体で子育てを支えるためには、住環境の整備も重要です。安心・安全な遊び場や公
園の整備、多様な家庭環境に対応した住環境の提供を通じて、住みやすいまちづくりを推進
します。

3. 基本目標と施策

基本目標1 包括的な子育て支援体制の構築

こども家庭センターを拠点に、専門職による相談支援体制を強化するとともに、多様な媒体を通じた情報提供を充実させます。また、自立支援協議会子ども部会への参加や関係機関との連携強化により、地域全体で子育てを支えるネットワークを構築します。さらに、地域ボランティアの育成を通じて、きめ細かな支援体制の実現を目指します。

相談支援体制の充実

子育て支援のネットワークづくり

基本目標2 教育と保育の充実

0歳から15歳までの切れ目のない支援体制を基盤に、地域との密接な連携・協働を推進します。GIGAスクール構想によるICT教育とふるさと教育を調和させ、保育料・給食費の無償化による経済的支援を継続します。さらに、個々の特性に応じた支援体制を整備することで、子どもの発達段階に応じた適切な支援と、地域社会全体での教育支援体制の構築を目指します。

就学前教育・保育の質向上

学校教育の充実

健やかな成長の支援

教育支援の拡充

基本目標3 安全で健康な子育て環境の確保

妊産婦健診の無料化や産後ケア事業など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない健康支援を提供します。また、関係機関と連携した事故防止・防犯対策を推進するとともに、既存施設の効果的活用や自然環境の保全を通じて、子どもが安全・安心に育つ環境づくりを目指します。

母子保健・医療の充実

安全・安心の確保

子育て環境の整備

基本目標4 社会参加と交流の促進

「古座川かがやき塾」や学童保育など、子どもの放課後の居場所づくりを推進します。また、伝統文化体験や多世代交流活動を通じて地域文化の継承を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動の充実により、子どもたちの健全な成長と社会性の発達を支援します。

子どもの居場所づくり
多様な交流・体験の促進

基本目標5 家庭と地域の連携強化

こども家庭センターを中心とした切れ目のない支援体制を構築するとともに、学校運営協議会を通じた地域連携を強化します。また、ひとり親家庭への自立支援や各種手当の継続など経済的支援を充実させ、児童虐待防止や有害環境対策を含めた総合的な支援体制の確立を目指します。

家庭支援の強化
地域との協働の推進
経済的支援の充実
子どもを守る環境づくり

第4章 施策の展開

基本目標1 包括的な子育て支援体制の構築

相談支援体制の充実

▶方向性

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築に向けて、子育て支援センターとこども家庭センターを中心とした相談支援機能の充実を図ります。また、保育士・保健師等の専門職による相談・指導体制を強化し、子育ての不安や負担の軽減に向けた適切な支援を提供します。

▶主な取組

地域子育て支援センターの充実

育児不安などについての相談・指導（面接・電話）、子育て支援センター通信の発行、保育所園庭開放を実施します。

また、子育て支援センター行事での育児講座や季節にちなんだ制作あそびを実施し、地域の子育て家庭に対する支援の充実を図ります。毎月、子育て支援センター通信を未就園児家庭に配布し、地域の子育て家庭との継続的なつながりを維持します。

相談機能・体制の充実

出産や育児不安から、子どもの成長、発達、行動、しつけなど、養育上の様々な問題について、保育士・保健師による育児相談・指導等を実施します。特に、子育て支援センターや子育て世代包括支援センターにおける相談機能の充実を図り、専門職による適切な支援を提供します。

子ども子育て支援事業における包括的な支援体制の強化

すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、妊娠期から子育て期、さらに子どもの社会的自立に至るまでの包括的かつ継続的な支援を提供します。子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の運営を基盤としながら、令和8年に設置予定の「こども家庭センター」を中心に、支援体制を強化します。

子ども家庭支援員の配置による福祉支援の提供、必要時の家庭訪問や電話相談の実施、相談内容に応じた関係機関との連携を通じて、切れ目のない支援を実現し、妊産婦や子どもの自立を保障し、安心して子育てができる環境の整備を推進します。

子育て支援のネットワークづくり

▶方向性

自立支援協議会子ども部会への参加や児童相談所等との連携を通じて、子育て支援のネットワークづくりを推進します。また、地域の人材を積極的に活用し、ボランティアの発掘・育成に努めるとともに、関係機関との連携強化により、支援を必要とする家庭に適切な支援が届く体制を構築します。

▶主な取組

総合的な子育て支援のネットワークの拡大

自立支援協議会子ども部会への参加を通じて、外部とのネットワークによる情報共有を推進します。また、児童相談所や福祉事業所などと連携をとり、子どもにあった支援をチームで取り組み、包括的な支援体制の構築を図ります。

関係機関等の連携による支援の推進

地域の人材を積極的に活用し、子育てを支援するため、ボランティアの発掘・育成に努めるとともに、活動しやすい環境整備を進めます。また、関係機関との連携を強化し、支援を必要とする家庭に適切な援助が届く体制を構築します。

子育てボランティアの育成

子育て支援センターでの活動を通して、子育てサークル等に興味のある人材の育成を図ります。また、子育て支援センター行事での実践的な活動機会を提供し、ボランティアとしての技能向上を支援します。

託児ボランティアの育成・確保

出生数の低下等による託児を利用する子どもの人数の減少を踏まえつつ、保護者のリフレッシュにつながる託児サービスの提供を継続します。また、現状の職員体制での対応を基本としながら、必要に応じて母子推進委員等との連携を図ります。

子育て情報の充実

子育て支援センター行事を記載した通信を毎月未就園児家庭に配布するとともに、町内保育所での掲示を行います。また、子育て支援サービスや各種の情報を集約した情報誌の作成、多様な媒体を通じた子育て支援情報を提供します。

基本目標 2 教育と保育の充実

就学前教育・保育の充実

▶方向性

保護者の就労状況等に関わらず柔軟な受け入れ体制を維持しながら、教育・保育の一体的な提供による質の高い保育を実施します。また、特別支援教育の充実や保育料・給食費の完全無償化の継続など、全ての子どもの健やかな成長を支える保育環境の整備を進めます。

▶主な取組

就学前教育・保育の充実

保護者の就労状況やその変化によらない柔軟な受け入れを維持しつつ、児童福祉施設としての役割を果たしていきます。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、今後のニーズや児童数の推移を見極めながら、教育・保育の一体的な提供を念頭に置いた質の高い保育を実施します。

特別支援教育に関する研修の充実

保育所職員・学校教職員を対象とした合同研修の実施に加え、各保育所・学校における専門家を招いた実践的な研修を取り入れ、学習障がいや注意欠陥・多動性障がい等も含めた障がいに対する正しい知識と理解を深め、さまざまなケースに対応できる指導力の向上を目指します。また、研修への参加機会を確保するため、保育所内・校内での研修時間の確保や、オンラインの活用など、実施方法の工夫を行います。

保育所の保育料・給食費の無償化

町の単独事業として、年齢等を問わず町内に住所を有する園児の保育料・給食費（副食費）の完全無償化を継続実施します。さらに、高池保育所においては給食費（主食費）についても完全無償化を継続し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、給食やおやつを提供にあたっては、地元食材を優先的に使用し、地産地消を推進します。

保育提供体制の整備

小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所等を利用できるよう、施設や提供体制の整備に努めます。また、子どもの育成にとって大切な基本的生活習慣を培い、子どもの自立を育む保育内容の充実を図ります。

学校教育の充実

▶方向性

GIGAスクール構想に基づくICT教育や0～15歳までの一貫した教育を推進し、時代に即した教育環境の充実を図ります。また、コミュニティスクールの推進や地域資源を活用した体験活動の実施により、地域と連携した特色ある学校教育を展開するとともに、国際理解教育や読書活動など、子どもたちの多様な学びを支援します。

▶主な取組

0～15歳までの一貫教育の実施

保小中連携を意識した取り組みを通じて、就学前教育と学校教育のなめらかな接続や児童生徒の支援のあり方を各教育活動に反映します。学校運営協議会を通じた地域と学校の連携による各種行事等を実施し、家庭・地域・保育所・学校・行政等の連携強化を図ります。

ICT教育の推進

GIGAスクール構想に基づいて整備された環境を活用し、これまでの授業改善の取り組みの成果を活かしながら、タブレット端末等を活用した分かりやすい授業づくりを進めます。また、令和8年度に予定している児童生徒の1人1台端末の更新に向けて、児童・生徒数の減少傾向を踏まえながら、効率的な維持・整備に努めます。

地域に開かれた学校づくりの推進

学校、地域が共に学校の運営に取り組む「コミュニティスクール」を推進します。また、「コミュニティスクール」が継続的な取り組みとなるよう、「共育コミュニティ」と学校運営協議会が連携し、学校・家庭・地域の協同体制をさらに充実させます。

読書教育の推進

公民館図書室や学校図書館の蔵書充実を図るとともに、毎月のテーマ展示や巡回図書、ビブリオバトル、読書活動推進フォーラム等を実施します。また、読書教育推進員を活用した取り組みを通じて、子どもたちの読書活動の一層の充実を図ります。

ふるさと教育の推進

地域住民と協働した稲作体験や、オオサンショウウオの観察、森林体験など、地域の自然資源を活かした体験活動を継続して実施します。また、ジオパーク学習を通じて、自然、歴史、文化など地域のすばらしさに気づき、郷土を愛し守り育てる意欲や態度を育成します。さらに、地域の人材を積極的に活用し、地域の特色ある教育活動の充実を図ります。

学習機会と情報の提供

家庭教育支援チームが発行する「さくら通信」を保育所年長から中学2年生までを対象に配布し、情報提供を継続します。また、保育所や小中学校と連携した育児関連講座の充実、家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。

国際理解教育の推進

JET プログラムを活用した ALT と町独自の英語教育推進員による 2 人体制を維持し、幼児期から英語に触れる機会を創出します。また、異なる文化や習慣を持った人々と自然に協力し、共に生きていくための資質や能力の育成を図ります。

防災教育の充実

保育所、小中学校における定期的な避難訓練の実施に加え、子育て支援センターでの防災講演や全教職員に対する防災研修を実施します。また、洪水、土砂災害、地震、津波などの自然災害の学習を通じた防災教育を実施し、防災活動意識の向上を図ります。

健やかな成長の支援

▶方向性

子どもたちの心身の健全な発達を支援するため、性教育や人権教育、予防教育などの充実を図ります。また、いじめや不登校などの課題に対しては、スクールカウンセラー等の専門家や関係機関と連携し、未然防止と早期対応に向けた取組を推進します。

▶主な取組

性教育の推進

助産師と連携し、各学校にて思春期教室、各保育所に性に関することや生命の尊さに関する講演を行い、正しい知識の普及・啓発を図ります。また、関係機関との連携を強化し、学習機会のさらなる充実に努めます。

いじめ・不登校への対応

町及び各学校の「いじめ防止基本方針」や県教育委員会発行の各種マニュアルに基づき、いじめの未然防止及び不登校問題への対応、対策に取り組めます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を密にし、早期発見・未然防止に努めます。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

各学校における学校保健安全委員会や保健所等との協力による教室を開催し、未成年者の喫煙・飲酒・薬物の健康影響について、正しい知識の普及・啓発を図ります。また、関係機関との連携をさらに強化し、予防教育の充実に努めます。

人権を重視した教育の推進

教職員対象の人権研修や人権講演会を実施し、いじめや差別を見抜き、なくすための実践的態度の育成に取り組めます。また、家庭環境など総合的な視点から問題に対処できるよう、関係機関や地域関係者との連携をさらに強化します。

教育支援の充実

▶方向性

教職員の指導力向上と自主的な研鑽を支援するとともに、特に若手教職員への研修体制を充実させます。また、関係機関との連携のもと、特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの特性に応じた教育支援体制の整備を進めます。

▶主な取組

教職員の資質の向上

古座川町教育会による児童生徒理解の研修等を通じて、教職員の自主的な研鑽を支援します。特に若手教職員の指導のため、町教委からの教育現場への巡回指導による研修等を実施し、指導力の向上を図ります。

特別支援教育の充実

保育所、小学校、保健師、教育委員会で連携し、就学時における相談・支援体制を整えるとともに、必要に応じて特別支援学級の新設を行います。また、個々に支援を必要とする子どもの能力や特性に応じた適切な教育を提供し、社会的な自立に向けた支援の充実を図ります。

基本目標3 安全で健康な子育て環境の確保

母子保健・医療の充実

▶方向性

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない母子保健サービスを提供し、産婦健診の無料化や産後ケア事業の充実など、安心して出産・子育てができる環境づくりを進めます。また、乳幼児健診や予防接種の実施体制を整備するとともに、かかりつけ医づくりや医療的ケア児への支援など、地域の医療機関等と連携した支援体制の充実を図ります。

▶主な取組

安全な妊娠・出産と新生児の健康の確保

産婦健診の無料化・結果の把握により迅速な相談事業につなげる取り組みを実施します。また、少子化に伴い母親同士の交流が少ないことを踏まえ、交流会を実施するとともに、母親の不安解消のための産後ケア事業の充実を図ります。

かかりつけ医づくりの推進

新生児訪問や乳幼児健診を通じて、子どもの健康管理、疾病に関していつでも気軽に相談できる「かかりつけ医」づくりを促進します。医療機関の場所等の情報提供を行いながら、特に乳児期からの医療機関との関係づくりを支援します。

乳幼児健康診査・歯科検診の推進

健康診査の実施及び健康診査後の事後フォローにより、疾病及び発育・発達上又は養育上の問題等の早期発見に努めます。また、適切な医療機関等への受診、相談の勧奨により早期対応を促進します。

医療的ケア児の支援に向けた連携の推進

医療的ケア児コーディネーターが、必要に応じて相談に応じ、必要なサービスが受けられるように支援する体制を維持します。また、自立支援協議会子ども部会にて、圏域の関係機関と情報共有・圏域の課題について検討を行います。

疾病等の予防・早期発見の促進

予防接種については、接種できる時期がきてから書類を送付する方法を引き続き継続し、接種忘れの防止に努めます。また、未接種者に対する年1回の再勧奨を継続するとともに、乳幼児健診にて受診の必要のある場合は、受診をしやすいよう紹介状を作成します。

安全・安心の確保

▶方向性

子どもの発達段階に応じた事故防止指導や、関係機関と連携した防犯・交通安全対策を推進し、子どもたちの安全確保に努めます。また、子どもが被害に遭った場合の早期発見・早期対応のため、学校や専門家と連携した支援体制の整備を進めます。

▶主な取組

不慮の事故防止対策の推進

新生児訪問や家庭訪問にて、子どもの月齢や家屋の状態に応じた事故予防指導を実施します。また、乳幼児健診（10ヶ月健診）でのパンフレット配布および保健指導、親子交流会での消防本部や保健所保健師による保健指導（救急救命法の講習含む）を実施します。

防犯体制の充実

子どもの安全確保や犯罪の防止、青少年の不良化防止など、健全な社会環境づくりを推進するため、青少年育成町民会議等各種団体との連携を図ります。また、住民参加による運動の展開や広報活動の充実など、防犯思想の普及に努めます。

交通安全教育の推進

保育所及び小学校での交通安全協会や警察と連携した交通安全教室を開催します。また、啓発物品やチラシの配布により、交通安全への知識を深め、交通事故を未然に防ぐための取り組みを推進します。

被害に遭った子どもの保護の推進

学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、一刻も早いケアが必要となる被害児童への支援体制を確保します。また、カウンセリング等の場や機会の充実に努めます。

子育て環境の整備

▶方向性

通学路の安全確保を行うとともに、子どもと子育て家庭に配慮した環境整備を推進します。また、遊び場の情報提供や自然環境の保全を通じて、子どもたちが安全に遊び、学べる環境づくりを進めます。

▶主な取組

安全な道路交通環境の整備

通学路点検で確認された危険箇所を中心に、通学路の安全確保に努めます。また、セーフティガードの活用により学校と連携した登下校時の安全確保を推進するとともに、歩道の整備や落石対策について県への要請を行います。

遊び場の情報提供

子育て支援センターにて、子育て通信を配布し子育て支援センターや児童館のイベントの情報提供を行います。また、子育て支援センター職員や保健師が親子と関わる際に、圏域の公園等の遊び場の情報提供を行います。

美しい自然環境保存の推進

桜を活かした町づくり推進会議の開催や森林環境譲与税関係事業の実施を通じて、美しい自然景観の保存に取り組みます。また、子どもたちのまちへの愛着を育み、清流古座川を中心とした自然を次世代へと引き継ぐための取り組みを推進します。

子育て支援環境の整備

既存の施設において、子育てに配慮した環境整備の可能性を検討します。また、新たな施設整備の機会がある場合には、ベビールームやチャイルドチェア、授乳室の設置など、子育て家庭に配慮した施設整備を推進します。

基本目標4 社会参加と交流の促進

子どもの居場所づくり

▶方向性

「古座川かがやき塾」や学童保育の実施により、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりを推進します。また、児童館活動や地域との交流を通じて、子どもたちの健全育成を支援する環境づくりを進めます。

▶主な取組

子どもの居場所づくり

「古座川かがやき塾」を小学校3校において実施し、放課後の居場所づくりを推進します。また、子どもと大人が触れ合う「地域ふれあいネットワーク」を充実させ、子どもの健全育成と犯罪防止に努めます。

児童館の充実

七夕会・クリスマス会などの行事を実施します。また、通年事業の実施が困難な状況を踏まえ、「古座川かがやき塾」等の代替的な学習機会の提供を通じて、児童の健全育成を図ります。

放課後児童健全育成事業（学童保育）の整備

就労等で日中保護者が家庭にいない小学校低学年・高学年児童の学童保育を実施します。また、令和2年度に整備した十分な面積を有する学童保育施設を活用し、利用希望の増加に対応した受け入れ体制を維持します。

多様な交流・体験の促進

▶方向性

自然体験や伝統文化体験、スポーツ活動など、多様な体験活動の機会を提供し、子どもたちの豊かな人間性を育みます。また、世代間交流や地域行事への参加を通じて、地域の文化継承と子どもたちの社会性の向上を図ります。

▶主な取組

子どもによる地域活動の促進

青少年育成町民会議主催の「ふれあいサマーキャンプ」や「川崎市交流事業」等の体験学習活動を通じて、社会規範や連帯感を身につける機会を提供します。また、学校、学年の垣根を越えた集団活動や体験活動を実施します。

郷土の歴史・文化と触れ合う機会の充実

古座川町伝統文化体験教室実行委員会主催の「こども茶道教室」を実施し、茶道を通して日本の伝統文化への関心を高める機会を提供します。また、町行事への出展や保護者を対象とした発表会の場を設けることで、学習成果の発信を行います。

世代間交流の促進

親子を対象とした魚釣り体験会等を実施し、多世代での交流による地域文化の継承を図ります。また、スポーツ以外での交流や、青年・成人層との交流も含めて、異世代と触れ合う機会の提供や地域の行事等への参加を促進します。

スポーツ・レクリエーション活動の推進

体育協会やスポーツ少年団の活動助成を行い、各種スポーツ大会を開催します。また、指導者育成を図りながら、子どものニーズに対応した多様なスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。

学校施設の開放

各小中学校の体育館を開放し、スポーツ少年団や社会教育関係団体等への活動機会を提供します。また、地域におけるスポーツ活動の促進を図るとともに、学習の場としての活用可能性についても検討を進めます。

基本目標5 家庭と地域の連携強化

家庭支援の充実

▶方向性

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築します。また、家庭訪問や電話相談などを通じて相談支援の充実を図り、地域における包括的な子育て支援を強化します。さらに、主任児童委員、民生委員・児童委員との連携を密にし、地域に根差した子育て相談・支援体制の充実を図るとともに、延長保育や一時預かり事業、地域子育て支援センター事業などの子育て支援サービスの充実に努めます。

▶主な取組

こども家庭センターの設置・運営

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するため、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の機能はそのままに、こども家庭センターとしての機能強化を図ります。また、必要時の家庭訪問や電話相談を行い、相談内容に応じて担当課と連携をとるなど、包括的な支援を提供します。

主任児童委員、民生児童委員活動の充実

地域における子育て相談・支援体制の充実を図るため、主任児童委員、民生委員・児童委員間での密な連携を推進します。また、例年通りの活動を継続しながら、地域の方の子育てに関する意見・要望を聞き、相談・支援につなげるとともに、学校訪問を通じて子どもと顔の見える関係づくりを進めます。

子育て支援サービスの充実

延長保育や一時預かり事業、地域子育て支援センター事業を継続して実施します。また、子育て支援サービスの内容充実を図るとともに、利用者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。

地域との協働の推進

▶方向性

学校運営協議会・家庭教育支援チームの活動を通して、学校・家庭・地域の連携を深め、地域全体で子どもの育ちを支える体制を構築します。また、助産師による思春期教室等の実施や男女共同参画の啓発活動を通じて、次代の親の育成と性差による差別のない社会づくりを推進します。さらに、関係機関との連携を密にしながら、子どもたちが社会性を育み、自覚と責任を持って行動できるよう支援体制の充実を図ります。

▶主な取組

学校・家庭・地域及び関係機関との連携強化

学校運営協議会・家庭教育支援チームの活動を通して、学校・家庭・関係団体の連携強化を図ります。また、子どもの教育は地域ぐるみで営むという意識を啓発するとともに、関係機関との連携を保ちながら、地域全体で子育てを支援する体制を構築します。

次代の親の育成

助産師による思春期教室等を各学校で実施し、家庭の大切さや子どもを生み育てることの意義の理解促進に努めます。また、子どもが社会の一員として、自覚と責任を持って行動できる社会性を育めるよう、必要な取り組みを検討します。

男女共同参画意識の向上

県や関係機関からの啓発物品を活用し、男女共同参画を促進するための啓発活動を実施します。また、老若男女様々な人々に、あらゆる機会を通して、性差による差別をなくす働きかけや情報提供を行います。

経済的支援の充実

▶方向性

ひとり親家庭等への自立支援として、相談事業や就業支援、各種手当の支給など、経済的支援の充実を図ります。また、児童手当や医療費助成事業などの支援制度を継続して実施するとともに、保育サービスの充実や魅力ある学校づくりを通じて、「古座川に住みたい・住み続けたい」という意識を醸成し、定住化の推進に努めます。

▶主な取組

ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が自立した生活を営めるよう、相談事業や経済的支援、就業支援に取り組みます。また、産後ケア事業の無料化や児童扶養手当、医療費無料化、学童保育の無償化など、各種支援制度の周知と利用促進を図ります。

定住化の推進

保育サービスの充実や魅力ある学校づくりを展開し、古座川町の豊かな自然環境に誇りを持ち、「古座川に住みたい・住み続けたい」という意識を醸成します。また、移住定住ホームページの運用や新築住宅等補助、定住促進住宅の提供を通じて、定住化を支援します。

各種手当・助成の継続

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、こども医療費助成事業（18歳まで）、ひとり親家庭の医療費助成など、現行の支援制度を継続して実施します。また、申請に対して確実な対応を行い、子育て家庭の経済的支援の充実を図ります。

子どもを守る環境づくり

▶方向性

インターネットや SNS などの有害情報から子どもを守るため、家庭や学校での情報モラル教育を推進します。また、学校運営協議会や地域住民による体験活動などを通じて、地域全体で子育てを支援する意識の醸成を図るとともに、児童虐待の予防と早期発見に向けた啓発活動や関係機関との連携強化に努めます。

▶主な取組

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットや SNS などの有害情報への子どもたちのアクセス問題について、家庭や学校での指導を徹底し、情報モラルの向上に努めます。また、青少年の非行を助長する不健全な環境を排除するため、地域住民による日常のパトロール活動を支援します。

地域における子育て支援意識の向上

学校運営協議会や保護者総会の開催、地域住民による体験活動の指導など、子育てや教育の現場への地域住民の参画を促進します。これらの活動を通じて、みんなで取り組む子育て支援社会の形成に向けた意識啓発を図ります。

児童虐待に関する啓発

児童虐待の発生予防や早期発見に向けて、地域全体の意識が向上するよう、ポスターやリーフレットの掲示による啓発活動を推進します。また、関係各所との協力体制を強化し、虐待防止に向けた取り組みを継続します。

第5章 主要事業の目標事業量の設定

1. 子ども・子育て支援法に基づく支援事業

(1) 子ども・子育て支援新制度における事業の体系

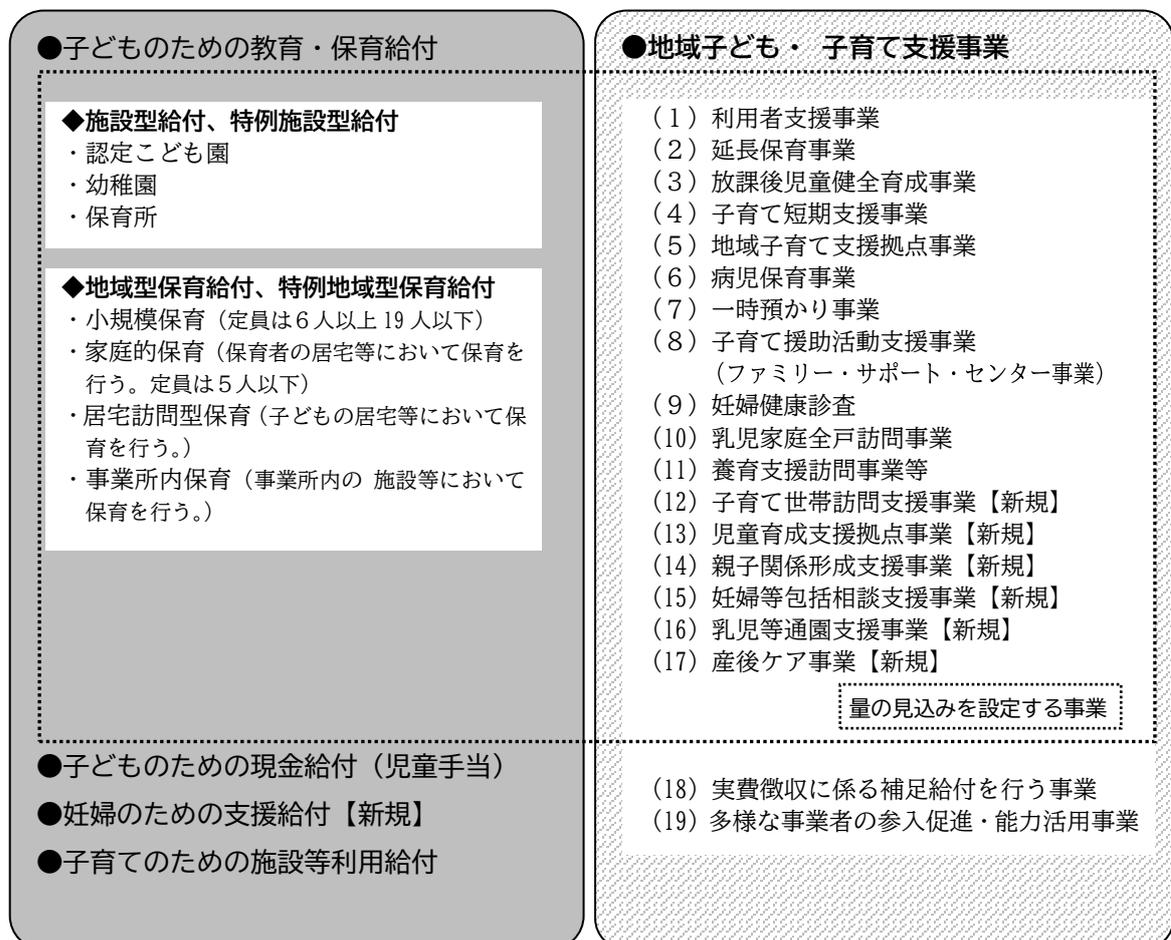
「子ども・子育て支援関連3法」に基づき、子どもを安心して産み育てやすい社会を目指し、各自治体が主体となって地域の実情に応じた支援を行います。この制度のもと、子ども・子育て支援の推進主体として、住民の利用意向を反映した事業計画を策定し、質の高い教育・保育サービスおよび地域支援の提供を行うことが求められます。

本計画における支援の枠組みは、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに分かれます。

教育・保育給付については、幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育などの施設利用が必要な場合に給付対象となり、本計画から「妊婦のための支援給付」が新設されます。

地域子ども・子育て支援事業については、市町村が地域の実情に応じて取り組むもので、「子ども・子育て支援法」に基づく19種類の支援事業があり、これらは国の交付金の対象となります。本計画では「妊婦等包括相談支援事業」「乳児等通園支援事業」「産後ケア事業」などの新規事業が含まれており、地域の実情に即した柔軟な支援を行います。

■ 子ども・子育て支援の給付と事業の全体像



(2) 教育・保育の認定について

保育所や地域型保育事業等の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準（保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情等）に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなります。

認定区分は、次の1号認定から3号認定となり、区分によって利用できるサービス・事業が異なっています。

■ 認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設	利用時間
1号認定	3～5歳	なし	・特定教育・保育施設 ^① (認定こども園及び幼稚園)	教育標準時間
2号認定	3～5歳	あり	・特定教育・保育施設 ^① (認定こども園及び保育所) ・認可外保育施設(へき地保育所)※	保育標準時間 保育短時間
3号認定	0～2歳	あり	・特定教育・保育施設 ^① (認定こども園及び保育所) ・特定地域型保育事業 ^② ・認可外保育施設(へき地保育所)※	保育標準時間 保育短時間

※「特例地域型保育給付費・特例保育」による対応

① 特定教育・保育施設※

種別	概要	対象年齢
認定こども園	保護者の就労にかかわらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設	0～5歳
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	3～5歳
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0～5歳

(注) 教育・保育施設のうち、町が施設型給付の対象として確認したものを「特定教育・保育施設」といいます。

2. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、設定した区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を示すこととされています。

- ※ **量の見込み** …現在の利用状況及びニーズ調査等の利用希望等を踏まえて算出した、計画期間中の各年度における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みをいいます。
- ※ **確保方策** …量の見込みに対応する施設の整備及び事業の拡充等を目指した、提供体制の確保の内容及びその時期(各年度における施設・事業の目標整備量)をいいます。

(2) 本町における教育・保育提供区域

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を、1圏域(全町)と設定し、ニーズに応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の整備を推進していきます。

3. 量の見込み及び確保方策の設定方法

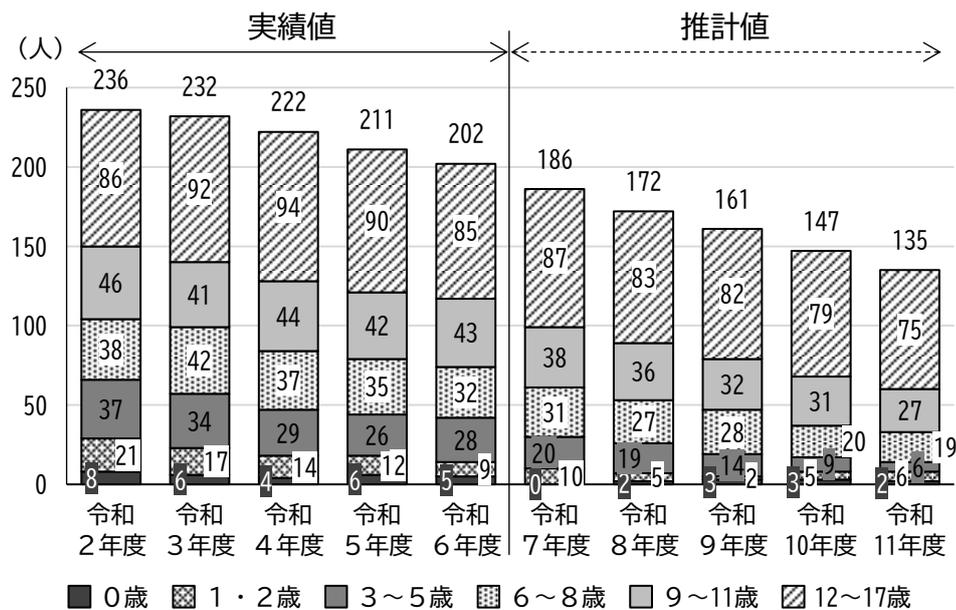
(1) 量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成していく必要があります。

量の見込みの算出にあたっては、児童数の将来推計と国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計し、具体的な目標設定を行っています。

しかし、国が示す方法はニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであり、町の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて教育・保育施設の配置状況、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用実績等を勘案して決めました。

■人口推計



資料：コーホート変化率法（住民基本台帳 各年4月1日時点に基づく推計）

(2) 確保方策の設定

今後の施設整備状況等を考慮の上、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策（確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な提供体制の整備に努めます。

4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

児童人口の減少とともに、量の見込みも減少傾向にあるため、教育・保育施設のあり方を検討しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。

■ 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(単位：人、%)

年度	区分	1号認定	2号認定		3号認定			
			(教育ニーズ)	(保育ニーズ)	0歳	1歳	2歳	
		3～5歳						
令和7年度	推計児童数	20		0	5	5		
	①量の見込み〔必要利用定員総数〕	0	0	18	0	4	5	
	保育利用率			90.0%		80.0%	100.0%	
	②確保の内容	特定教育・保育施設	0	0	18	2	5	5
		認可外保育施設	0	0	6	0	1	1
		特定地域型保育事業				0	0	0
		その他の事業			0	0	0	0
		計	0	0	24	2	6	6
差(② - ①)	0	0	6	2	2	1		
令和8年度	推計児童数	19		2	0	5		
	①量の見込み〔必要利用定員総数〕	0	0	17	1	0	5	
	保育利用率			89.5%	50.0%		100.0%	
	②確保の内容	特定教育・保育施設	0	0	18	2	5	5
		認可外保育施設	0	0	6	0	1	1
		特定地域型保育事業				0	0	0
		その他の事業			0	0	0	0
		計	0	0	24	2	6	6
差(② - ①)	0	0	7	1	6	1		

(単位：人、%)

年度	区分	1号認定	2号認定		3号認定			
			(教育ニーズ)	(保育ニーズ)	0歳	1歳	2歳	
			3～5歳					
令和9年度	推計児童数	14			3	2	0	
	①量の見込み〔必要利用定員総数〕	0	0	12	1	2	0	
	保育利用率			85.7%	33.3%	100.0%		
	②確保の内容	特定教育・保育施設	0	0	18	2	5	5
		認可外保育施設	0	0	6	0	1	1
		特定地域型保育事業				0	0	0
		その他の事業			0	0	0	0
計		0	0	24	2	6	6	
差(② - ①)	0	0	12	1	4	6		
令和10年度	推計児童数	9			3	2	2	
	①量の見込み〔必要利用定員総数〕	0	0	8	1	2	2	
	保育利用率			88.9%	33.3%	100.0%	100.0%	
	②確保の内容	特定教育・保育施設	0	0	18	2	5	5
		認可外保育施設	0	0	6	0	1	1
		特定地域型保育事業				0	0	0
		その他の事業			0	0	0	0
計		0	0	24	2	6	6	
差(② - ①)	0	0	16	1	4	4		
令和11年度	推計児童数	6			2	2	3	
	①量の見込み〔必要利用定員総数〕	0	0	5	1	2	3	
	保育利用率			83.3%	50.0%	100.0%	100.0%	
	②確保の内容	特定教育・保育施設	0	0	18	2	5	5
		認可外保育施設	0	0	6	0	1	1
		特定地域型保育事業				0	0	0
		その他の事業			0	0	0	0
計		0	0	24	2	6	6	
差(② - ①)	0	0	19	1	4	3		

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

■ 子ども・子育て支援事業計画に定める地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ・要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業
子育て世帯訪問支援事業	家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業
児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える子どもたちや、家庭や学校に居場所がない子どもに対して、安全で安心な居場所を提供し、健やかな成長を支援する事業
親子関係形成支援事業	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して、適切な子育てに関する知識や情報を提供し、親子間の良好な関係を築くための支援を行う事業
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とした事業
乳児等通園支援事業	保護者の就労状況や理由を問わず、6ヶ月児～3歳未満の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる事業
産後ケア事業	産後ケア事業は、出産後1年以内の母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児サポートを行う事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対し、必要な費用の一部を補助する事業

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業については、現在、子育て世代包括支援センターで相談・助言等を行っています。なお、令和8年度よりこども家庭センターを設置予定です。

引き続き、支援を必要とする人が、円滑に教育・保育サービスを実施できるよう、地域の保育資源（保育所、地域子ども・子育て支援事業など）の情報を整理し、妊娠から出産、子育てなど、それぞれの段階に対応した相談対応や支援を行っていきます。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	0	0	0	0
こども家庭センター型	0	1	1	1	1
差 (②-①)	0	0	0	0	0

(注) 基本型・特定型：職員配置－専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

母子保健型：職員配置－母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

こども家庭センター型：職員配置－専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置、

母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

(2) 延長保育事業

延長保育事業については、現在、認可保育所で実施しています。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	8	6	5	4
②確保の内容	10	8	6	5	4
差 (②-①)	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、学童保育所「きらり」で実施しています。令和2年度には施設を整備し、広いスペースを確保しました。

学童保育は、これまで年度によって利用者数は変動があり、量の見込みにおいては利用率が高いケースを想定して見込んでいます。高い利用率で利用者数を見込んで、児童数の減少に伴い、現状の受け入れ態勢を維持することで利用を希望する児童を受け入れることができます。

就労等で日中保護者が家庭にいない小学生の学童保育を行います。

また、子育てを通して地域と親の教育力が向上するという観点から、学童保育の運営には地域が一緒になって参画することが求められるため、指導員の研修の場を提供するなどの支援を図り、地域主体の運営組織づくりを目指します。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24	21	22	18	16
1年生	7	4	6	3	3
2年生	4	6	3	5	2
3年生	5	4	6	3	5
4年生	4	3	3	4	2
5年生	3	3	3	2	3
6年生	1	1	1	1	1
②確保の内容	24	21	22	18	16
差 (②-①)	0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業については、町外の施設と事業委託契約を締結し、必要に応じて実施しています。

これまで、年度によって利用の有無がありますが、引き続き委託契約を締結し、緊急の際、対応できる状況を維持していきます。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日 [年間延べ利用日数])

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	7	5	4	4
②確保の内容	8	7	5	4	4
差 (②-①)	0	0	0	0	0

(5) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センターにおいて実施しています。

量の見込みに対する提供体制は確保できている状況であり、引き続き、事業の充実に努めます。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人回【月間延べ利用回数】)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	16	16	33	49	33
②確保の内容	16	16	33	49	33
差 (②-①)	0	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業【病児・緊急対応型強化事業】

病児・病後児保育事業については、現在、本町では実施していません。

事業の実施には看護師や保育士等の確保が必要となるため、子育て援助活動支援事業【病児・緊急対応型強化事業】を含め、今後、医療機関・関係機関と連携・調整を図り、ニーズへの対応方策について検討していきます。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日【年間延べ利用日数】)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	0	0	0	0	0
差 (②-①)	-1	-1	-1	-1	-1

(7) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）については、現在、本町では実施していません。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日 [年間延べ利用日数])

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
1号認定による利用	0	0	0	0	0
2号認定による利用	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差 (②-①)	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

幼稚園型を除く一時預かり事業については、認可保育所において実施しています。

アンケート調査では高い利用意向がみられますが、前回計画における量の見込みと利用実績をみると利用実績を踏まえて推計しています。量の見込みに対する提供体制は確保できている状況であり、引き続き、事業内容の周知を図り、必要な支援につなげていきます。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日 [年間延べ利用日数])

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	22	21	15	10	7
②確保の内容	22	21	15	10	7
差 (②-①)	0	0	0	0	0

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）※就学児対象

ファミリー・サポート・センター事業については、現在、本町では実施していません。

アンケート調査では、就学児童を対象とするファミリー・サポート・センター事業の利用ニーズはみられませんでした。引き続きニーズの把握を行い、事業に対するニーズが高まった際には適切な事業の実施に努めます。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日 [年間延べ利用日数])

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
低学年	0	0	0	0	0
高学年	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差 (②-①)	0	0	0	0	0

(9) 妊婦健康診査

妊婦健康診査の公費負担分は8種類(22枚分)であり、妊娠届出時に受診票を発行しています。妊娠届出のあった妊婦は、毎年妊婦健診を適切に受診できている状況です。

引き続き妊娠届出時やマタニティ教室などで妊婦健診の必要性を説明し、受診勧奨を行うことで、妊婦の健康管理の充実・経済的負担の軽減を図ります。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	2	3	3	2
②確保の内容	1	2	3	3	2
差 (②-①)	1	0	0	0	0

■ 実施体制等

実施場所	県内医療機関（産婦人科・助産院など）。県外受診の場合は償還払い対応
実施体制	和歌山県医師会・和歌山県病院協会・和歌山県助産師会と委託契約により実施
検査項目	各時期により異なる。
実施時期	初回健診（妊娠8週前後～40週前後）

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

新生児訪問は、出生届があれば、保護者と日程を調整し、可能な限り生後 28 日以内に家庭訪問して計測・状態の観察・育児相談・指導、今後の予防接種の説明などを行っています。里帰り出産のケースにも帰省後に訪問対応を行っており、毎年全数対応し、状況の把握はできています（低出生体重児等、必要時は滞在先の市町村に訪問依頼する場合があります。）。

引き続き現在の実施体制で利用ニーズに対応していくことにより、すべての家庭を訪問し、支援を行っていきます。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	2	3	3	2
②確保の内容	1	2	3	3	2
差 (②-①)	1	0	0	0	0

■ 実施体制等

実施体制	2人（母子保健担当保健師）
実施機関	古座川町役場（健康福祉課）

(11) 養育支援訪問事業

養育に支援が必要な家庭に対し、訪問により状況の把握を行い、必要に応じて関係機関と情報を共有し、対応しています。

支援が必要な家庭が孤立しないよう、今後も関係機関と連携しながら支援していく必要があります。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	33	29	21	19	16
②確保の内容	33	29	21	19	16
差 (②-①)	0	0	0	0	0

■ 実施体制等

実施体制	2人（母子保健担当保健師）
実施機関	古座川町役場（健康福祉課）

(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

養育支援が必要な家庭に対しては、育児相談を通して支援を行っています。

限られた人材の中で本事業を新たに実施する体制を構築するのは難しいため、『顔の見える関係性』を活かした支援体制の充実を図るとともに、上記の既存事業を通してきめ細かな対応を行います。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差 (②-①)	0	0	0	0	0

(13) 児童育成支援拠点事業【新規】

本町では、支援ルームにおいて支援を必要とする児童への居場所の提供や学習支援を行っており、児童及び家庭の状況に応じて、関係機関と連携した支援を行っています。

児童育成支援拠点事業として新たな体制を構築するのは難しい状況ですが、これまで築き上げてきた『顔の見える関係性』を活かした支援体制の充実を図るとともに、上記の既存事業を通してきめ細かな対応を行います。特に、学校や児童相談所等の関係機関との緊密な連携のもと、支援が必要な児童の早期把握に努め、既存の支援メニューを柔軟に組み合わせることで、それぞれの児童の実情に応じた適切な支援を提供していきます。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差 (②-①)	0	0	0	0	0

(14) 親子関係形成支援事業【新規】

令和8年にこども家庭センターを設置する予定となっており、子育てに不安や課題がある家庭に対して、必要に応じて家庭訪問や電話相談を通じて保護者からの相談に応じており、相談内容に応じて担当課と連携した包括的な支援を提供します。

親子関係形成支援事業として新たな体制を構築するのは難しい状況ですが、こども家庭センターが行う上記の事業を通してきめ細かな対応を行います。

支援を必要とする家庭の早期把握に努め、それぞれの家庭の状況に応じた適切な情報提供とサービスの利用促進を図ることで、きめ細かな支援を提供していきます。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差 (②-①)	0	0	0	0	0

(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠届出があった全ての妊婦に対して面談を行い、出産・育児等に関する相談支援や必要な情報提供を実施しています。また、妊娠期から産後までの一貫した支援として、妊産婦・その配偶者等に寄り添いながら、一人ひとりの状況に応じて適切な支援機関へのつなぎを行う等、伴走型の相談支援を実施しています。里帰り出産等のケースについても、関係機関と連携しながら必要な支援を提供しています。

現在の実施体制で利用ニーズに対応していくことにより、全ての妊産婦等に対して切れ目のない支援を提供していきます。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	6	9	9	6
妊娠届出時	0	2	3	3	2
妊娠期	0	2	3	2	2
産後	0	2	3	3	2
②確保の内容	3	6	9	9	6
妊娠届出時	1	2	3	3	2
妊娠期	1	2	3	3	2
産後	1	2	3	3	2
差 (②-①)	3	0	0	0	0

(16) 乳児等通園支援事業【新規】

令和8年度からの事業開始に向けて、ニーズ調査の結果を踏まえ、国の算出方法に基づき必要受入時間と必要定員数を算出しました。

本事業では、6ヶ月児から2歳児までの乳幼児に対し、就労要件を問わず1か月あたり一定時間の保育を提供します。利用を希望する全ての子育て家庭が安心して保育サービスを利用できるよう、適切な運営体制を整えるとともに、事業の周知を図ります。

各年度の確保方策については、量の見込みと同数の提供体制を整備します。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(時間)			0時間/月	6時間/月	20時間/月	20時間/月
必要受入 時間	0歳		0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	1歳		0時間/月	6時間/月	20時間/月	20時間/月
	2歳		0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
①量の見込み(定員※)			0	1	1	1
必要定員数	0歳		0	0	0	0
	1歳		0	1	1	1
	2歳		0	0	0	0
②確保の内容(定員)			0	1	1	1
差 (②-①)			0	0	0	0

※必要定員数は、定員1人1月あたりの受入可能時間を176時間(8時間×22日)と設定することを基本とし、必要受入時間を受け入れ可能時間で除することで算出します。

(17) 産後ケア事業【新規】

出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児サポート等の支援を実施しています。支援形態として、病院・助産所・診療所等での宿泊型、通所型、及び助産師等が家庭を訪問する居宅訪問型があります。

助産師等の専門職による支援体制を確保し、産後の母子に対して適切な支援を提供していきます。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日 [年間延べ利用日数])

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		0	6	9	9	6
②確保の内容		1	6	9	9	6
差 (②-①)		1	0	0	0	0

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

子ども・子育て支援新制度における幼児期の保育・教育については、国が定める公定価格を基に、市町村が利用者負担額を設定しますが、施設によっては保育・教育に必要な物品の購入に要する実費徴収等の上乗せ徴収を行うことができるとされています。

本事業は、この実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

現在、町の単独事業として町内に住所を有する園児の保育料・給食費（副食費）の完全無償化を実施し、さらに、高池保育所においては給食費（主食費）についても完全無償化（広域受託を除く）を実施しており、これを継続していくことにより経済的負担の軽減を図ります。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育等の設置を促進していくことが必要です。

一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に運営されるには、保護者や地域住民との信頼関係が欠かせません。本事業は、多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

今後の具体的な事業内容については、地域ニーズに即した教育・保育等の充実を図るため、様々な事業者が参入できる方策について検討していきます。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 地域における推進体制

地域における子育て支援の推進を図るため、その主導的な役割を担う町内の団体・機関等と、適切な役割分担のもとで連携を強化し、地域ぐるみで子育て・子育て支援の推進を図ります。

(2) 庁内における推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、教育委員会が中心となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

(3) 国・県との連携

総合的かつ効果的な子育て支援対策の推進を図るため、国や県と連携し、各種施策の充実に努めます。

2. 計画の点検・評価及び見直し

計画の推進にあたっては、教育委員会が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、着実な推進を管理していきます。

また、子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

なお、本計画における事業の計画値は、住民ニーズの変化や国における新たな施策などに適切に対応するよう、必要に応じて見直しを行います。